

議案第105号

## 令和7年度 伊勢市一般会計補正予算（第4号）

令和7年度 伊勢市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、621,857千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、62,253,610千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

### （繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

### （債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

### （地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年12月8日 提出

伊勢市長 鈴木健一

第 1 表 嵩入嵩出予算補正

1 嵩入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		10,543,647	253,320	10,796,967
	1 国庫負担金	6,913,847	241,626	7,155,473
	2 国庫補助金	3,562,211	11,367	3,573,578
	3 委託金	67,589	327	67,916
18 県支出金		4,345,564	102,592	4,448,156
	1 県負担金	2,600,609	99,914	2,700,523
	2 県補助金	1,308,083	2,678	1,310,761
21 繰入金		5,137,741	176,309	5,314,050
	1 基金繰入金	5,061,044	176,309	5,237,353
22 繰越金		101,670	44,636	146,306
	1 繰越金	101,670	44,636	146,306
23 諸収入		1,132,100	3,500	1,135,600
	5 雑入	1,075,983	3,500	1,079,483
24 市債		5,732,100	41,500	5,773,600
	1 市債	5,732,100	41,500	5,773,600
嵩入合計		61,631,753	621,857	62,253,610

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		6, 696, 619	6, 000	6, 702, 619
	1 総務管理費	5, 208, 333	6, 000	5, 214, 333
3 民生費		23, 679, 625	529, 741	24, 209, 366
	1 社会福祉費	7, 771, 303	352, 259	8, 123, 562
	2 老人福祉費	4, 894, 873	23, 709	4, 918, 582
	3 児童福祉費	8, 841, 007	144, 152	8, 985, 159
	4 生活保護費	2, 072, 764	9, 294	2, 082, 058
	6 国民年金事務費	19, 795	327	20, 122
4 衛生費		5, 118, 091	19, 535	5, 137, 626
	1 保健衛生費	2, 947, 584	19, 535	2, 967, 119
11 教育費		6, 622, 032	63, 081	6, 685, 113
	2 小学校費	1, 159, 806	36, 377	1, 196, 183
	3 中学校費	722, 124	11, 729	733, 853
	5 社会教育費	1, 697, 685	3, 500	1, 701, 185
	6 保健体育費	1, 354, 648	11, 475	1, 366, 123
12 災害復旧費		27, 236	3, 500	30, 736
	2 公共土木施設災害 復旧費	27, 215	3, 500	30, 715
歳 出 合 計		61, 631, 753	621, 857	62, 253, 610

## 第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額(千円)
7 商工費	1 商工費	創業・スタートアップ 支援事業	7, 000
		地域経済循環創造事業	35, 000
9 土木費	3 河川費	河川改良事業	96, 600
11 教育費	2 小学校費	小学校空調設備整備事業	36, 377
	3 中学校費	中学校空調設備整備事業	11, 729

## 第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
いせ市議会だより印刷製本業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	4, 668
会議内容反訳及び会議録公開業務委託	自 令和7年度 至 令和10年度	6, 225
広報いせ印刷製本業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	42, 994
いせ市民活動センター管理運営委託	自 令和7年度 至 令和8年度	16, 500

事 項	期 間	限 度 額(千円)
矢持会館管理運営委託	自 令和7年度 至 令和12年度	1, 050
コミュニティバスデマンド運行業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	11, 550
コミュニティバス運行業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	146, 979
ハートプラザみその管理運営委託	自 令和7年度 至 令和10年度	122, 286
成年後見サポートセンター運営業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	12, 078
障害児放課後等支援施設運営業務委託	自 令和7年度 至 令和10年度	24, 021
障がい者計画等策定業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	803
生活困窮者自立相談支援等業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	27, 041
子どもの学習・生活支援業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	8, 304
おでかけ支援事業	自 令和7年度 至 令和8年度	19, 000
みなとふれあいセンター管理運営委託	自 令和7年度 至 令和10年度	43, 434
保育所等紙おむつ収集運搬業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	5, 991
子ども学習サポート事業	自 令和7年度 至 令和8年度	5, 506
親子3人乗り自転車利用支援事業	自 令和7年度 至 令和8年度	581

事 項	期 間	限 度 額(千円)
小俣児童館管理運営委託	自 令和7年度 至 令和10年度	61, 872
明野児童館管理運営委託	自 令和7年度 至 令和10年度	60. 318
御園こどもプラザ管理運営委託	自 令和7年度 至 令和10年度	47, 742
健康・医療電話相談業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	11, 770
一般廃棄物収集運搬業務委託（その2） (令和7年度債務負担行為)	自 令和7年度 至 令和8年度	315, 724
町内一斉粗大ごみ収集運搬業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	35, 997
ビジネスサポート事業業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	28, 550
国内誘客促進事業	自 令和7年度 至 令和8年度	11, 200
インバウンド誘客促進事業	自 令和7年度 至 令和8年度	4, 950
集大会・合宿誘致補助金	自 令和7年度 至 令和8年度	2, 000
宮川堤公園観光客受入業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	5, 364
御遷宮誘客促進事業	自 令和7年度 至 令和8年度	7, 000
被災者生活再建支援システム構築等 業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	7, 201
みなと小学校スクールタクシー運行 業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	3, 200

事 項	期 間	限 度 額(千円)
二見浦小学校スクールバス運行業務委託	自 令和7年度 至 令和12年度	1 2 5 , 1 0 7
二見中学校スクールタクシー運行 業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	8 1 8
伊勢宮川中学校スクールバス運行 業務委託	自 令和7年度 至 令和12年度	3 2 2 . 0 9 2
高麗広公民館管理運営委託	自 令和7年度 至 令和12年度	4 , 4 0 0
賓日館保存事業	自 令和8年度 至 令和8年度	6 , 6 1 1
小学校給食調理等補助員派遣業務	自 令和7年度 至 令和8年度	9 , 3 1 0

#### 第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
小学校教育施設等整備事業債	4 0 5 , 2 0 0	4 3 3 , 9 0 0
中学校教育施設等整備事業債	2 7 3 , 8 0 0	2 8 5 , 5 0 0
災害復旧事業債	1 0 , 5 0 0	1 1 , 6 0 0



歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

(歳 入)

(単位 : 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
17 国庫支出金	10,543,647	253,320	10,796,967
18 県支出金	4,345,564	102,592	4,448,156
21 繰入金	5,137,741	176,309	5,314,050
22 繰越金	101,670	44,636	146,306
23 諸収入	1,132,100	3,500	1,135,600
24 市債	5,732,100	41,500	5,773,600
歳 入 合 計	61,631,753	621,857	62,253,610

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費	6,696,619	6,000	6,702,619
3 民生費	23,679,625	529,741	24,209,366
4 衛生費	5,118,091	19,535	5,137,626
11 教育費	6,622,032	63,081	6,685,113
12 災害復旧費	27,236	3,500	30,736
歳 出 合 計	61,631,753	621,857	62,253,610

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				6,000
209,905	85,066			234,770
				19,535
		40,400	3,500	19,181
2,334		1,100		66
212,239	85,066	41,500	3,500	279,552

## 2 歳 入

(款) 17 国庫支出金  
 (項) 1 国庫負担金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
17		国庫支出金	10,543,647	253,320	10,796,967
	1	国庫負担金	6,913,847	241,626	7,155,473
	1	民生費国庫負担金	6,894,499	239,292	7,133,791
	3	災害復旧費国庫負担金	16,675	2,334	19,009
	2	国庫補助金	3,562,211	11,367	3,573,578
	2	民生費国庫補助金	488,644	11,367	500,011
	3	委託金	67,589	327	67,916
	2	民生費委託金	41,075	327	41,402
		県支出金	4,345,564	102,592	4,448,156
	1	県負担金	2,600,609	99,914	2,700,523
18	2	民生費県負担金	2,596,973	99,914	2,696,887
	2	県補助金	1,308,083	2,678	1,310,761
	2	民生費県補助金	814,540	2,678	817,218
		繰入金	5,137,741	176,309	5,314,050
21	1	基金繰入金	5,061,044	176,309	5,237,353
	1	財政調整基金繰入金	3,700,000	176,309	3,876,309
		繰越金	101,670	44,636	146,306
22	1	繰越金	101,670	44,636	146,306
	1	繰越金	101,670	44,636	146,306
		諸収入	1,132,100	3,500	1,135,600
23	5	雑入	1,075,983	3,500	1,079,483
	13	雑入	25,974	3,500	29,474
24		市債	5,732,100	41,500	5,773,600
	1	市債	5,732,100	41,500	5,773,600

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区分	金額	
1 社会福祉費負担金	190,218	1 特別障害者手当等給付費国負担金 3,525 2 障害者自立支援給付費国負担金 125,507 3 障害児施設給付費等国負担金 61,186
3 児童福祉費負担金	4,355	1 特定教育・保育施設型給付費国負担金 2,734 2 子育てのための施設等利用費国負担金 1,621
4 児童扶養手当負担金	4,689	1 児童扶養手当国負担金
5 児童手当国負担金	35,997	1 児童手当国負担金
6 生活保護費負担金	4,033	1 生活保護費国負担金（過年度分）
1 公共土木施設災害復旧費負担金	2,334	1 公共土木施設災害復旧事業費国負担金
1 社会福祉費補助金	11,001	1 子ども・子育て支援事業費国補助金
2 児童福祉費補助金	366	1 保育対策総合支援事業費国補助金
2 国民年金事務費委託金	327	1 国民年金事務費国委託金
1 社会福祉費負担金	90,481	1 障害者自立支援給付費等負担金 59,888 2 障害児通所給付費等負担金 30,593
3 児童福祉費負担金	1,367	1 特定教育・保育施設型給付費負担金
4 児童手当負担金	8,066	1 児童手当負担金
3 児童福祉費補助金	2,678	1 特定教育・保育施設型給付費補助金
1 財政調整基金繰入金	176,309	1 財政調整基金繰入金
1 前年度繰越金	44,636	1 前年度繰越金
1 雜入	3,500	1 コミュニティ助成事業助成金

(款) 24 市債  
(項) 1 市債

款　項　目		補正前の額	補正額	計
	8 教育債	1,680,200	40,400	1,720,600
	9 災害復旧債	10,500	1,100	11,600

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 小学校債	28,700	1 小学校教育施設等整備事業債
2 中学校債	11,700	1 中学校教育施設等整備事業債
2 公共土木施設災害復旧債	1,100	1 都市公園災害復旧事業債

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
						特 定 財 源	一 般 財 源
2	1	総務費	6,696,619	6,000	6,702,619		6,000
		総務管理費	5,208,333	6,000	5,214,333		6,000
	22	諸費	60,000	6,000	66,000		6,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金、利子及び割引料	6,000	1 過年度市税等還付事業 (1) 過年度市税等還付経費

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
						特 定 財 源	一 般 財 源
3		民生費	23,679,625	529,741	24,209,366	294,971	234,770
	1	社会福祉費	7,771,303	352,259	8,123,562	236,404	115,855
	1	社会福祉総務費	2,119,835	1,879	2,121,714	国庫支出金 1,879	
	2	障害者福祉費	4,251,992	318,954	4,570,946	国庫支出金 157,525 県支出金 77,000	84,429
	3	医療支給費	947,246	25,000	972,246		25,000
	5	地域福祉推進費	448,585	6,426	455,011		6,426
	2	老人福祉費	4,894,873	23,709	4,918,582	9,122	14,587
	1	老人福祉推進費	4,894,873	23,709	4,918,582	国庫支出金 9,122	14,587
3		児童福祉費	8,841,007	144,152	8,985,159	49,118	95,034
	1	児童福祉総務費	1,231,506	77,956	1,309,462	国庫支出金 366	77,590
	2	児童措置費	5,127,729	52,130	5,179,859	国庫支出金 35,997 県支出金 8,066	8,067
	3	父母子福祉費	449,315	14,066	463,381	国庫支出金 4,689	9,377
4		生活保護費	2,072,764	9,294	2,082,058		9,294
	1	生活保護総務費	172,764	9,294	182,058		9,294
	6	国民年金事務費	19,795	327	20,122	327	
	1	国民年金総務費	19,795	327	20,122	国庫支出金 327	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
27 繰出金	1,879	1 国民健康保険特別会計繰出金 (1) 職員給与費等繰出金	1,879 (1,879)
19 扶助費	312,700	1 障害者福祉対策事業 (1) 障害者福祉運営対策経費	10,954 (6,254)
22 償還金、利子及び割引料	6,254	(2) 障害者手当等給付事業  2 障害者介護給付等事業 (1) 障害者介護給付等事業	(4,700)  308,000 (308,000)
19 扶助費	25,000	1 医療費支給事業 (1) こども医療費支給事業	25,000 (25,000)
22 償還金、利子及び割引料	6,426	1 いせライフセーフティネット事業 (1) 生活困窮者自立支援事業 (2) 小地域活動推進事業	6,426 (559) (5,867)
19 扶助費	10,425	1 高齢者福祉対策事業 (1) 高齢者福祉対策事業	1,694 (1,694)
22 償還金、利子及び割引料	1,694	2 施設福祉事業 (1) 老人ホーム入所措置事業	10,425 (10,425)
27 繰出金	11,590	3 後期高齢者医療特別会計繰出金 (1) 事務費繰出金  4 介護保険特別会計繰出金 (1) 事務費繰出金	9,122 (9,122)  2,468 (2,468)
10 需用費	47	1 保育対策推進事業 (1) 保育一般事務費	25,637 (25,040)
17 備品購入費	550	(2) こども誰でも通園支援事業	(597)
22 償還金、利子及び割引料	77,359	2 子育て応援事業 (1) 児童福祉一般事務費	52,319 (52,319)
19 扶助費	52,130	1 児童手当支給事業 (1) 児童手当支給事業	52,130 (52,130)
19 扶助費	14,066	1 ひとり親家庭福祉事業 (1) 児童扶養手当支給事業	14,066 (14,066)
22 償還金、利子及び割引料	9,294	1 生活保護運営事業 (1) 生活保護運営経費	9,294 (9,294)
12 委託料	327	1 国民年金事業 (1) 国民年金一般経費	327 (327)

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
						特 定 財 源	一 般 財 源
4	1	衛生費	5,118,091	19,535	5,137,626		19,535
		保健衛生費	2,947,584	19,535	2,967,119		19,535
		予防費	401,892	19,535	421,427		19,535

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金、利子及び割引料	19,535	1 予防接種事業 (1) 予防接種事業 19,535 (19,535)

(款) 11 教育費  
 (項) 2 小学校費

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
						特 定 財 源	一 般 財 源
11		教育費	6,622,032	63,081	6,685,113	43,900	19,181
2		小学校費	1,159,806	36,377	1,196,183	28,700	7,677
	1	小学校管理費	581,813	36,377	618,190	市債 28,700	7,677
3		中学校費	722,124	11,729	733,853	11,700	29
	1	中学校管理費	635,881	11,729	647,610	市債 11,700	29
5		社会教育費	1,697,685	3,500	1,701,185	3,500	
	3	文化振興費	864,009	3,500	867,509	その他 3,500	
6		保健体育費	1,354,648	11,475	1,366,123		11,475
	3	学校給食費	737,766	11,475	749,241		11,475

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区分	金額	
12 委託料	36,377	1 小学校整備事業 36,377 (1) 小学校空調設備整備事業 (36,377)
12 委託料	11,729	1 中学校整備事業 11,729 (1) 中学校空調設備整備事業 (11,729)
18 負担金、補助及び交付金	3,500	1 文化振興事業 3,500 (1) 文化芸術鑑賞事業 (3,500)
18 負担金、補助及び交付金	11,475	1 原油価格・物価高騰等緊急対策事業 11,475 (1) 学校給食用食材費負担軽減事業 (11,475)

(款) 12 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
						特 定 財 源	一 般 財 源
12	2	災害復旧費	27,236	3,500	30,736	3,434	66
		公共土木施設災害復旧費	27,215	3,500	30,715	3,434	66
	3	都市施設災害復旧費	3	3,500	3,503	国庫支出金 2,334 市債 1,100	66

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区分	金額	
12 委託料	600	1 都市施設災害復旧事業 (1) 都市公園災害復旧事業
14 工事請負費	2,900	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度までの支 出(見込み)額		当該年度以降の支 出予定額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	地方債	その他の一般財源
いせ市議会だより印刷製本業務委託	4,668			自 R 7 至 R 8	4,668			4,668
会議内容反訳及び会議録公開業務委託	6,225			自 R 7 至 R 10	6,225			6,225
広報いせ印刷製本業務委託	42,994			自 R 7 至 R 8	42,994			2,460 40,534
いせ市民活動センター管理運営委託	16,500			自 R 7 至 R 8	16,500			16,500
矢持会館管理運営委託	1,050			自 R 7 至 R 12	1,050			1,050
コミュニティバスデマンド運行業務委託	11,550			自 R 7 至 R 8	11,550			11,550
コミュニティバス運行業務委託	146,979			自 R 7 至 R 8	146,979			1,022 145,957
ハートプラザみその管理運営委託	122,286			自 R 7 至 R 10	122,286			122,286
成年後見サポートセンター運営業務委託	12,078			自 R 7 至 R 8	12,078	5,202		6,876
障害児放課後等支援施設運営業務委託	24,021			自 R 7 至 R 10	24,021	18,015		6,006
障がい者計画等策定業務委託	803			自 R 7 至 R 8	803			803
生活困窮者自立相談支援等業務委託	27,041			自 R 7 至 R 8	27,041	20,051		6,990
子どもの学習・生活支援業務委託	8,304			自 R 7 至 R 8	8,304	6,025		2,279
おでかけ支援事業	19,000			自 R 7 至 R 8	19,000			19,000
みなとふれあいセンター管理運営委託	43,434			自 R 7 至 R 10	43,434			43,434
保育所等紙おむつ収集運搬業務委託	5,991			自 R 7 至 R 8	5,991			5,991
子ども学習サポート事業	5,506			自 R 7 至 R 8	5,506	4,129	1,300	77
親子3人乗り自転車利用支援事業	581			自 R 7 至 R 8	581			386 195
小俣児童館管理運営委託	61,872			自 R 7 至 R 10	61,872	25,503		36,369
明野児童館管理運営委託	60,318			自 R 7 至 R 10	60,318	19,320		40,998
御薗こどもプラザ管理運営委託	47,742			自 R 7 至 R 10	47,742	25,176		22,566
健康・医療電話相談業務委託	11,770			自 R 7 至 R 8	11,770			11,770
一般廃棄物収集運搬業務委託(その2) (令和7年度債務負担行為)	315,724			自 R 7 至 R 8	315,724			315,724
町内一斉粗大ごみ収集運搬業務委託	35,997			自 R 7 至 R 8	35,997			35,997
ビジネスサポート事業業務委託	28,550			自 R 7 至 R 8	28,550			28,550
国内誘客促進事業	11,200			自 R 7 至 R 8	11,200			11,200
インバウンド誘客促進事業	4,950			自 R 7 至 R 8	4,950			4,950
集大会・合宿誘致補助金	2,000			自 R 7 至 R 8	2,000			2,000
宮川堤公園観光客受入業務委託	5,364			自 R 7 至 R 8	5,364			5,364
御遷宮誘客促進事業	7,000			自 R 7 至 R 8	7,000			7,000
被災者生活再建支援システム構築等業務委託	7,201			自 R 7 至 R 8	7,201		7,200	1
みなと小学校スクールタクシー運行業務委託	3,200			自 R 7 至 R 8	3,200			3,200

事項	限度額	前年度までの 支出(見込み)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特	定	財	
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
二見浦小学校スクールバス運行業務委託	125,107			自 R 7 至 R 12	125,107	4,314			120,793
二見中学校スクールタクシー運行業務委託	818			自 R 7 至 R 8	818				818
伊勢宮川中学校スクールバス運行業務委託	322,092			自 R 7 至 R 12	322,092				322,092
高麗広公民館管理運営委託	4,400			自 R 7 至 R 12	4,400				4,400
賓日館保存事業	6,611			R 8	6,611	2,946	2,000		1,665
小学校給食調理等補助員派遣業務	9,310			自 R 7 至 R 8	9,310				9,310

補正予算地方債の前々年度末及び前年度末における現在高  
並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高	当該年度中 増 減 見 み		当該年度末 現 在 高 見 み 領	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還 見込額		
(8) 教 育 債	補 正 前 の 額	13,517,998	12,690,898	1,680,200	1,031,813	13,339,285
	補 正 額	0	0	40,400	0	40,400
	計	13,517,998	12,690,898	1,720,600	1,031,813	13,379,685
2 災 害 復 旧 債	補 正 前 の 額	201,013	176,937	10,500	24,088	163,349
	補 正 額	0	0	1,100	0	1,100
	計	201,013	176,937	11,600	24,088	164,449
計	補 正 前 の 額	57,140,951	54,459,985	6,620,100	5,369,523	55,710,562
	補 正 額	0	0	41,500	0	41,500
	計	57,140,951	54,459,985	6,661,600	5,369,523	55,752,062

\*当該年度中起債見込額には、前年度繰越額を含む。

議案第106号

## 令和7年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、59,599千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,477,281千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年12月8日 提出

伊勢市長 鈴木健一

第 1 表 嵩入嵩出予算補正

1 嵩入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繼入金		1,231,976	1,879	1,233,855
	1 他会計繰入金	901,976	1,879	903,855
6 繰越金		1	57,720	57,721
	1 繰越金	1	57,720	57,721
嵩入合計		12,417,682	59,599	12,477,281

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		189,110	1,879	190,989
	1 総務管理費	177,607	1,879	179,486
6 諸支出金		7,428	57,720	65,148
	1 償還金及び還付計算金	6,111	57,720	63,831
歳 出 合 計		12,417,682	59,599	12,477,281

## 第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額(千円)
国民健康保険システム改修業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	2, 008

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

(歳 入)

(単位 : 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 繰入金	1,231,976	1,879	1,233,855
6 繰越金	1	57,720	57,721
歳 入 合 計	12,417,682	59,599	12,477,281

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	189,110	1,879	190,989
6 諸支出金	7,428	57,720	65,148
歳出合計	12,417,682	59,599	12,477,281

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				1,879
				57,720
				59,599

## 2 歳 入

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
5		繰入金	1,231,976	1,879	1,233,855
	1	他会計繰入金	901,976	1,879	903,855
	1	一般会計繰入金	901,976	1,879	903,855
6		繰越金	1	57,720	57,721
	1	繰越金	1	57,720	57,721
	1	繰越金	1	57,720	57,721

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 職員給与費等繰入金	1,879	1 職員給与費等繰入金
1 前年度繰越金	57,720	1 前年度繰越金

### 3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
						特 定 財 源	一 般 財 源
1		総務費	189,110	1,879	190,989		1,879
	1	総務管理費	177,607	1,879	179,486		1,879
	2	情報システム管理費	27,962	1,879	29,841		1,879
6		諸支出金	7,428	57,720	65,148		57,720
	1	償還金及び還付 加算金	6,111	57,720	63,831		57,720
	4	償還金	1	57,720	57,721		57,720

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区分	金額	
12 委託料	1,879	1 国民健康保険システム管理経費 (1) システム管理経費
		1,879 (1,879)
22 償還金、利子及び割引料	57,720	1 償還金 (1) 償還金
		57,720 (57,720)

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事項	限度額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源	
		期間	金額	期間	金額	特定財源				
						国県支出金	地方債	その他		
国民健康保険システム改修業務委託	2,008			自 R 7 至 R 8	2,008				2,008	

議案第107号

## 令和7年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、9,122千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3,885,457千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年12月8日 提出

伊勢市長 鈴木健一

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

1 歲 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		2,200,176	9,122	2,209,298
	1 一般会計繰入金	2,200,176	9,122	2,209,298
歳入合計		3,876,335	9,122	3,885,457

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		72,529	9,122	81,651
	1 総務管理費	65,627	9,122	74,749
歳 出 合 計		3,876,335	9,122	3,885,457

## 第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額(千円)
後期高齢者医療システム改修業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	2, 118

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

(歳 入)

(単位 : 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰入金	2,200,176	9,122	2,209,298
歳 入 合 計	3,876,335	9,122	3,885,457

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	72,529	9,122	81,651
歳出合計	3,876,335	9,122	3,885,457

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				9,122
				9,122

## 2 歳 入

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
2		繰入金	2,200,176	9,122	2,209,298
	1	一般会計繰入金	2,200,176	9,122	2,209,298
	1	一般会計繰入金	2,200,176	9,122	2,209,298

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	9,122	1 市事務費繰入金

### 3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
						特 定 財 源	一 般 財 源
1	1	総務費	72,529	9,122	81,651		9,122
		総務管理費	65,627	9,122	74,749		9,122
	1	一般管理費	65,627	9,122	74,749		9,122

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	9,122	1 後期高齢者医療事務費 (1) システム管理経費
		9,122 (9,122)

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		一般財源
						国県支出金	地方債	
後期高齢者医療システム改修業務委託	2,118			自 R 7 至 R 8	2,118			2,118

議案第108号

## 令和7年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、4,934千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、15,618,029千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年12月8日 提出

伊勢市長 鈴木健一

第 1 表 岐入岐出予算補正

1 岐入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		3,815,056	2,466	3,817,522
	2 国庫補助金	862,504	2,466	864,970
6 繰入金		2,732,169	2,468	2,734,637
	1 一般会計繰入金	2,390,625	2,468	2,393,093
岐入合計		15,613,095	4,934	15,618,029

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		318,909	4,934	323,843
	2 徴収費	14,778	4,934	19,712
歳 出 合 計		15,613,095	4,934	15,618,029

## 第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
介護保険システム改修業務委託	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	3, 438

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

(歳 入)

(単位 : 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 国庫支出金	3,815,056	2,466	3,817,522
6 繰入金	2,732,169	2,468	2,734,637
歳 入 合 計	15,613,095	4,934	15,618,029

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	318,909	4,934	323,843
歳出合計	15,613,095	4,934	15,618,029

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2,466				2,468
2,466				2,468

## 2 歳 入

(款) 2 国庫支出金  
 (項) 2 国庫補助金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
2		国庫支出金	3,815,056	2,466	3,817,522
	2	国庫補助金	862,504	2,466	864,970
	5	介護保険制度改正システム改修事業費補助金	0	2,466	2,466
6		繰入金	2,732,169	2,468	2,734,637
	1	一般会計繰入金	2,390,625	2,468	2,393,093
	2	その他一般会計繰入金	319,909	2,468	322,377

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 介護保険制度改正システム改修事業費補助金	2,466	1 介護保険制度改正システム改修事業費国補助金
2 事務費繰入金	2,468	1 事務費繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費  
 (項) 2 徴収費

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
						特 定 財 源	一 般 財 源
1		総務費	318,909	4,934	323,843	2,466	2,468
	2	徴収費	14,778	4,934	19,712	2,466	2,468
	1	賦課徴収費	14,778	4,934	19,712	国庫支出金 2,466	2,468

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	4,934	1 介護保険料賦課事業 (1) 保険料賦課事務経費 4,934 (4,934)

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は、  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事項	限度額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
介護保険システム改修業務委託	3,438			自 R 7 至 R 8	3,438	1,718			1,720

議案第109号

## 令和7年度 伊勢市觀光交通対策特別会計補正予算（第1号）

令和7年度 伊勢市の觀光交通対策特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和7年12月8日提出

伊勢市長 鈴木健一

## 第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額(千円)
ゴールデンウィーク交通対策シャトルバス運行等業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	41, 770
ゴールデンウィーク交通規制セーフティコーン等設置撤去業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	3, 609
内宮周辺駐車場再編事業アドバイザリー業務委託	自 令和7年度 至 令和9年度	34, 000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は、  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支出(見込み)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国県支出金	地方債	その他		
ゴールデンウィーク交通対策 シャトルバス運行等業務委託	41,770			自 R 7 至 R 8	41,770			41,770		
ゴールデンウィーク交通 規制セーフティコーン等 設 置 撤 去 業 務 委 託	3,609			自 R 7 至 R 8	3,609			3,609		
内宮周辺駐車場再編事業 アドバイザリー業務委託	34,000			自 R 7 至 R 9	34,000			34,000		

令和7年度 12月補正予算の概要

(単位：千円)

**1 一般会計補正予算（第4号）**

補正状況

補正前の予算額	61,631,753
補正予算額	621,857
合 計	62,253,610

**2 一般会計補正予算編成内容**

(1) 災害復旧事業	3,500
(2) 行政運営上早急に措置すべき諸経費	618,357
合 計	621,857
補正内容	
(1) 災害復旧事業	3,500
1【基盤整備課】 都市公園災害復旧事業	3,500
9月2日に発生した突風により被災した、相合公園の倒木撤去及び遊具の復旧を行う。	
(2) 行政運営上早急に措置すべき諸経費	618,357
1【収納推進課】 過年度市税等還付経費	6,000
法人市民税還付金等に不足が見込まれることから、必要経費を増額補正する。	
2【高齢・障がい福祉 課】 障害者手当等給付事業	4,700
特別障害者手当等に不足が見込まれることから、必要経費を増額補正する。	
3【高齢・障がい福祉 課】 障害者介護給付等事業	308,000
障害者介護給付費等に不足が見込まれることから、必要経費を増額補正する。	
4【医療保険課】 こども医療費支給事業	25,000
こども医療費に不足が見込まれることから、必要経費を増額補正する。	
5【高齢・障がい福祉 課】 老人ホーム入所措置事業	10,425
養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の改定に伴い、必要経費を増額補正する。	

6【保育課】	<b>こども誰でも通園支援事業</b>	597
	令和8年4月から明倫保育所及び保育所きらら館で実施する、こども誰でも通園制度の準備経費。	
7【子育て応援課】	<b>児童手当支給事業</b>	52,130
	児童手當に不足が見込まれることから、必要経費を増額補正する。	
8【子育て応援課】	<b>児童扶養手当支給事業</b>	14,066
	児童扶養手當に不足が見込まれることから、必要経費を増額補正する。	
9【医療保険課】	<b>国民年金一般経費</b>	327
	令和7年度税制改正に伴うシステム改修を行う。	
10【学校施設整備課】	<b>小学校空調設備整備事業</b>	36,377
	屋内運動場の空調設備の整備及び校舎の空調設備の更新に向けた設計業務を行う。	
11【学校施設整備課】	<b>中学校空調設備整備事業</b>	11,729
	屋内運動場の空調設備の整備に向けた設計業務を行う。	
12【文化政策課】	<b>文化芸術鑑賞事業</b>	3,500
	観光文化会館指定管理者の自主事業がコミュニティ助成事業に採択されたことから、必要経費を増額補正する。	
13【教育総務課】	<b>学校給食用食材費負担軽減事業</b>	11,475
	給食用食材費を一部支援し、保護者負担の軽減を図る。	
14【財政課】	<b>特別会計繰出金</b>	13,469
	システム改修に伴い、各特別会計へ繰出しを行う。 国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計	
15【高齢・障がい福祉課 外】	<b>国・県支出金の精算による返還金等</b>	120,562
	障害者福祉運営対策経費、生活困窮者自立支援事業 小地域活動推進事業、高齢者福祉対策事業、保育一般事務費 児童福祉一般事務費、生活保護運営経費、予防接種事業	

<b>(3) 歳入</b>	<b>621,857</b>
国庫支出金	253,320
県支出金	102,592
繰入金	176,309
繰越金	44,636
諸収入	3,500
市債	41,500

#### **(4) 繰越明許費の補正**

**(追加)**

創業・スタートアップ支援事業	7,000
地域経済循環創業事業	35,000
河川改良事業	96,600
小学校空調設備整備事業	36,377
中学校空調設備整備事業	11,729

#### **(5) 債務負担行為の補正**

**(追加)**

いせ市議会だより印刷製本業務委託	R7～R8	4,668
会議内容反訳及び会議録公開業務委託	R7～R10	6,225
広報いせ印刷製本業務委託	R7～R8	42,994
いせ市民活動センター管理運営委託	R7～R8	16,500
矢持会館管理運営委託	R7～R12	1,050
コミュニティバスデマンド運行業務委託	R7～R8	11,550
コミュニティバス運行業務委託	R7～R8	146,979
ハートプラザみその管理運営委託	R7～R10	122,286
成年後見サポートセンター運営業務委託	R7～R8	12,078
障害児放課後等支援施設運営業務委託	R7～R10	24,021
障がい者計画等策定業務委託	R7～R8	803
生活困窮者自立相談支援等業務委託	R7～R8	27,041
子どもの学習・生活支援業務委託	R7～R8	8,304
おでかけ支援事業	R7～R8	19,000
みなとふれあいセンター管理運営委託	R7～R10	43,434
保育所等紙おむつ収集運搬業務委託	R7～R8	5,991
子ども学習サポート事業	R7～R8	5,506
親子3人乗り自転車利用支援事業	R7～R8	581

小俣児童館管理運営委託	R7～R10	61,872
明野児童館管理運営委託	R7～R10	60,318
御園こどもプラザ管理運営委託	R7～R10	47,742
健康・医療電話相談業務委託	R7～R8	11,770
一般廃棄物収集運搬業務委託（その2）（令和7年度債務負担行為）	R7～R8	315,724
町内一斉粗大ごみ収集運搬業務委託	R7～R8	35,997
ビジネスサポート事業業務委託	R7～R8	28,550
国内誘客促進事業	R7～R8	11,200
インバウンド誘客促進事業	R7～R8	4,950
集大会・合宿誘致補助金	R7～R8	2,000
宮川堤公園観光客受入業務委託	R7～R8	5,364
御遷宮誘客促進事業	R7～R8	7,000
被災者生活再建支援システム構築等業務委託	R7～R8	7,201
みなと小学校スクールタクシー運行業務委託	R7～R8	3,200
二見浦小学校スクールバス運行業務委託	R7～R12	125,107
二見中学校スクールタクシー運行業務委託	R7～R8	818
伊勢宮川中学校スクールバス運行業務委託	R7～R12	322,092
高麗広公民館管理運営委託	R7～R12	4,400
賓日館保存事業	R8～R8	6,611
小学校給食調理等補助員派遣業務	R7～R8	9,310

### 3 国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

補正状況

補正前の予算額	12,417,682
補正予算額	59,599
計	12,477,281

法改正に伴うシステム改修

令和6年度県支出金精算に伴う償還金

債務負担行為

(追加)

国民健康保険システム改修業務委託	R7～R8	2,008
------------------	-------	-------

#### 4 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

補正状況

補正前の予算額	3,876,335
補正予算額	9,122
計	3,885,457

法改正に伴うシステム改修

債務負担行為

(追加)

後期高齢者医療システム改修業務委託	R7～R8	2,118
-------------------	-------	-------

#### 5 介護保険特別会計補正予算（第2号）

補正状況

補正前の予算額	15,613,095
補正予算額	4,934
計	15,618,029

税制改正に伴うシステム改修

債務負担行為

(追加)

介護保険システム改修業務委託	R7～R8	3,438
----------------	-------	-------

#### 6 観光交通対策特別会計補正予算（第1号）

債務負担行為

(追加)

ゴールデンウィーク交通対策シャトルバス運行等業務委託	R7～R8	41,770
ゴールデンウィーク交通規制セーフティコーン等設置撤去業務委託	R7～R8	3,609
内宮周辺駐車場再編事業アドバイザリー業務委託	R7～R9	34,000

議案第 110 号

伊勢市附属機関条例の一部改正について

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 12 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 教育委員会の部伊勢市教育振興基本計画策定委員会の項の次に次のように加える。

伊勢市立小 中学校適正 規模化・適 正配置基本 計画策定委 員会	伊勢市立小中学 校適正規模化・ 適正配置基本計 画の見直しに關 する事項につい ての調査審議に 關すること。	10人以 内	(1) 学識経 験を有する 者 (2) 学校教 育関係者 (3) 市内の 保育所、幼 稚園、認定 こども園、 小学校又は 中学校に在 籍する幼 児、児童又 は生徒の保 護者 (4) 公共的 団体等の代 表者 (5) その他 教育委員会	委嘱さ れ、又 は任命 された 日から 調査審 議が終 了した 日まで
---	--	-----------	--	---

		が必要と認 める者	
--	--	--------------	--

## 附 則

この条例は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

### (説 明)

これは、附属機関を新たに設置するため、条例を改正しようとする  
ものである。

## (参考)

改正後		改正前																																																							
第1条 略 (設置)		第1条 略 (設置)																																																							
第2条 別表第1の第1欄に掲げる執行機関等 (市長(公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。以下同じ。)、教育委員会又は公営企業の管理者をいう。以下同じ。)の附属機関として、同表の第2欄に掲げる附属機関を置く。		第2条 別表第1の第1欄に掲げる執行機関等 (市長(公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。以下同じ。)、教育委員会又は公営企業の管理者をいう。以下同じ。)の附属機関として、同表の第2欄に掲げる附属機関を置く。																																																							
2 略 (所掌事務)		2 略 (所掌事務)																																																							
第3条 附属機関が所掌する事務は、別表第1の第3欄又は別表第2の第2欄に掲げるとおりとする。 (組織)		第3条 附属機関が所掌する事務は、別表第1の第3欄又は別表第2の第2欄に掲げるとおりとする。 (組織)																																																							
第4条 附属機関の委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の定数は、別表第1の第4欄又は別表第2の第3欄に掲げるとおりとする。		第4条 附属機関の委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の定数は、別表第1の第4欄又は別表第2の第3欄に掲げるとおりとする。																																																							
2・3 略 (委員等の任命)		2・3 略 (委員等の任命)																																																							
第5条 委員等は、別表第1の第5欄又は別表第2の第4欄に掲げる者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。		第5条 委員等は、別表第1の第5欄又は別表第2の第4欄に掲げる者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。																																																							
2・3 略 (委員等の任期等)		2・3 略 (委員等の任期等)																																																							
第6条 委員等の任期は、別表第1の第6欄又は別表第2の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。		第6条 委員等の任期は、別表第1の第6欄又は別表第2の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。																																																							
2~4 略		2~4 略																																																							
第7条～第9条 略		第7条～第9条 略																																																							
別表第1(第2条—第6条関係)		別表第1(第2条—第6条関係)																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関等</th> <th>附属機関</th> <th>所掌事務</th> <th>定数</th> <th>構成</th> <th>任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市長</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	構成	任期	市長	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関等</th> <th>附属機関</th> <th>所掌事務</th> <th>定数</th> <th>構成</th> <th>任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市長</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	構成	任期	市長	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	構成	任期																																																				
市長	略	略	略	略	略																																																				
	略	略	略	略	略																																																				
	略	略	略	略	略																																																				
	略	略	略	略	略																																																				
執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	構成	任期																																																				
市長	略	略	略	略	略																																																				
	略	略	略	略	略																																																				
	略	略	略	略	略																																																				
	略	略	略	略	略																																																				



の調査審 議に関す ること。	(3) 市内 の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校又は中学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者	(4) 公共的団体等の代表者	(5) その他教育委員会が必要と認められる者				
伊勢市教育支援委員会	略	略	略	略	伊勢市教育支援委員会	略	略
伊勢市特別支援教育推進会	略	略	略	略	伊勢市特別支援教育推進会	略	略

議									
伊勢市 学校評 議員	略	略	略	略		伊勢市 学校評 議員	略	略	略
伊勢市 学校給 食運営 委員会	略	略	略	略		伊勢市 学校給 食運営 委員会	略	略	略
伊勢市 子ども 読書活 動推進 会議	略	略	略	略		伊勢市 子ども 読書活 動推進 会議	略	略	略
伊勢市 教育用 コンピ ュータ 調査委 員会	略	略	略	略		伊勢市 教育用 コンピ ュータ 調査委 員会	略	略	略
病 院 事 業 管 理 者	略	略	略	略	略	病 院 事 業 管 理 者	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略
別表第2 略					別表第2 略				

議案第 111 号

伊勢市立公民館条例の一部改正について

伊勢市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 12 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健一

記

伊勢市条例第　　号

伊勢市立公民館条例の一部を改正する条例

伊勢市立公民館条例（平成17年伊勢市条例第184号）の一部を次のように改正する。

別表第2伊勢市立王中島公民館の項、伊勢市立上長屋公民館の項及び伊勢市立中長屋公民館の項を削る。

別表第3の1の表及び2の表中

伊勢市立王中島公民館
伊勢市立新開公民館
伊勢市立上長屋公民館
伊勢市立中長屋公民館

を

」

伊勢市立新開公民館

に改める。

」

附　則

この条例は、令和8年2月1日から施行する。

(説　明)

これは、伊勢市立王中島公民館、伊勢市立上長屋公民館及び伊勢市立中長屋公民館を廃止するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前																																										
第1条 略 (名称及び位置)	第1条 略 (名称及び位置)																																										
第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1及び別表第2のとおりとする。	第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1及び別表第2のとおりとする。																																										
第3条～第5条 略 (休館日及び開館時間)	第3条～第5条 略 (休館日及び開館時間)																																										
第6条 公民館の休館日及び開館時間は、別表第3のとおりとする。ただし、教育委員会又は指定管理者(以下「教育委員会等」という。)が特別の事由があると認めたときは、休館日若しくは開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。この場合において、指定管理者が休館日若しくは開館時間の変更又は臨時の休館をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。	第6条 公民館の休館日及び開館時間は、別表第3のとおりとする。ただし、教育委員会又は指定管理者(以下「教育委員会等」という。)が特別の事由があると認めたときは、休館日若しくは開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。この場合において、指定管理者が休館日若しくは開館時間の変更又は臨時の休館をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。																																										
第7条～第19条 略	第7条～第19条 略																																										
別表第1 略	別表第1 略																																										
別表第2(第2条関係)	別表第2(第2条関係)																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">名称</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊勢市立高麗広公民館</td><td>伊勢市宇治今在家町511番地</td></tr> <tr> <td>伊勢市立下小俣公民館</td><td>伊勢市小俣町元町1282番地1</td></tr> <tr> <td>伊勢市立高畑公民館</td><td>伊勢市小俣町宮前787番地3</td></tr> <tr> <td>伊勢市立新高公民館</td><td>伊勢市御園町高向686番地8</td></tr> <tr> <td>伊勢市立新開公民館</td><td>伊勢市御園町新開941番地5</td></tr> <tr> <td>伊勢市立下長屋公民館</td><td>伊勢市御園町長屋1599番地2</td></tr> <tr> <td>伊勢市立上條公民館</td><td>伊勢市御園町上條88番地</td></tr> <tr> <td>伊勢市立小林公民館</td><td>伊勢市御園町小林343番地</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	伊勢市立高麗広公民館	伊勢市宇治今在家町511番地	伊勢市立下小俣公民館	伊勢市小俣町元町1282番地1	伊勢市立高畑公民館	伊勢市小俣町宮前787番地3	伊勢市立新高公民館	伊勢市御園町高向686番地8	伊勢市立新開公民館	伊勢市御園町新開941番地5	伊勢市立下長屋公民館	伊勢市御園町長屋1599番地2	伊勢市立上條公民館	伊勢市御園町上條88番地	伊勢市立小林公民館	伊勢市御園町小林343番地	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">名称</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊勢市立高麗広公民館</td><td>伊勢市宇治今在家町511番地</td></tr> <tr> <td>伊勢市立下小俣公民館</td><td>伊勢市小俣町元町1282番地1</td></tr> <tr> <td>伊勢市立高畑公民館</td><td>伊勢市小俣町宮前787番地3</td></tr> <tr> <td>伊勢市立新高公民館</td><td>伊勢市御園町高向686番地8</td></tr> <tr> <td>伊勢市立王中島公民館</td><td>伊勢市御園町王中島594番地</td></tr> <tr> <td>伊勢市立新開公民館</td><td>伊勢市御園町新開941番地5</td></tr> <tr> <td>伊勢市立上長屋公民館</td><td>伊勢市御園町長屋2863番地2</td></tr> <tr> <td>伊勢市立中長屋公民館</td><td>伊勢市御園町長屋1074番地1</td></tr> <tr> <td>伊勢市立下長屋公民館</td><td>伊勢市御園町長屋1599番地2</td></tr> <tr> <td>伊勢市立上條公民館</td><td>伊勢市御園町上條88番地</td></tr> <tr> <td>伊勢市立小林公民館</td><td>伊勢市御園町小林343番地</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	伊勢市立高麗広公民館	伊勢市宇治今在家町511番地	伊勢市立下小俣公民館	伊勢市小俣町元町1282番地1	伊勢市立高畑公民館	伊勢市小俣町宮前787番地3	伊勢市立新高公民館	伊勢市御園町高向686番地8	伊勢市立王中島公民館	伊勢市御園町王中島594番地	伊勢市立新開公民館	伊勢市御園町新開941番地5	伊勢市立上長屋公民館	伊勢市御園町長屋2863番地2	伊勢市立中長屋公民館	伊勢市御園町長屋1074番地1	伊勢市立下長屋公民館	伊勢市御園町長屋1599番地2	伊勢市立上條公民館	伊勢市御園町上條88番地	伊勢市立小林公民館	伊勢市御園町小林343番地
名称	位置																																										
伊勢市立高麗広公民館	伊勢市宇治今在家町511番地																																										
伊勢市立下小俣公民館	伊勢市小俣町元町1282番地1																																										
伊勢市立高畑公民館	伊勢市小俣町宮前787番地3																																										
伊勢市立新高公民館	伊勢市御園町高向686番地8																																										
伊勢市立新開公民館	伊勢市御園町新開941番地5																																										
伊勢市立下長屋公民館	伊勢市御園町長屋1599番地2																																										
伊勢市立上條公民館	伊勢市御園町上條88番地																																										
伊勢市立小林公民館	伊勢市御園町小林343番地																																										
名称	位置																																										
伊勢市立高麗広公民館	伊勢市宇治今在家町511番地																																										
伊勢市立下小俣公民館	伊勢市小俣町元町1282番地1																																										
伊勢市立高畑公民館	伊勢市小俣町宮前787番地3																																										
伊勢市立新高公民館	伊勢市御園町高向686番地8																																										
伊勢市立王中島公民館	伊勢市御園町王中島594番地																																										
伊勢市立新開公民館	伊勢市御園町新開941番地5																																										
伊勢市立上長屋公民館	伊勢市御園町長屋2863番地2																																										
伊勢市立中長屋公民館	伊勢市御園町長屋1074番地1																																										
伊勢市立下長屋公民館	伊勢市御園町長屋1599番地2																																										
伊勢市立上條公民館	伊勢市御園町上條88番地																																										
伊勢市立小林公民館	伊勢市御園町小林343番地																																										

別表第3(第6条関係)

## 1 休館日

名称	休館日
伊勢市立高麗広公民館	12月29日から翌年1月3日まで
伊勢市立二見公民館	月曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月28日から翌年1月4日まで
伊勢市立小俣公民館	日曜日及び国民の祝日にに関する法律に規定する休日並びに12月28日から翌年1月4日まで
伊勢市立下小俣公民館	12月29日から翌年の1月3日まで
伊勢市立高畠公民館	
伊勢市立御園公民館	
伊勢市立新高公民館	
伊勢市立新開公民館	
伊勢市立下長屋公民館	
伊勢市立上條公民館	
伊勢市立小林公民館	

## 2 開館時間

名称	開館時間
伊勢市立高麗広公民館	午前9時から午後9時まで
伊勢市立二見公民館	午前9時から午後10時まで
伊勢市立小俣公民館	
伊勢市立下小俣	

別表第3(第6条関係)

## 1 休館日

名称	休館日
伊勢市立高麗広公民館	12月29日から翌年1月3日まで
伊勢市立二見公民館	月曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月28日から翌年1月4日まで
伊勢市立小俣公民館	日曜日及び国民の祝日にに関する法律に規定する休日並びに12月28日から翌年1月4日まで
伊勢市立下小俣公民館	12月29日から翌年の1月3日まで
伊勢市立高畠公民館	
伊勢市立御園公民館	
伊勢市立新高公民館	
伊勢市立王中島公民館	
伊勢市立新開公民館	
伊勢市立上長屋公民館	
伊勢市立中長屋公民館	
伊勢市立下長屋公民館	
伊勢市立上條公民館	
伊勢市立小林公民館	

## 2 開館時間

名称	開館時間
伊勢市立高麗広公民館	午前9時から午後9時まで
伊勢市立二見公民館	午前9時から午後10時まで
伊勢市立小俣公民館	
伊勢市立下小俣	

公民館	公民館
伊勢市立高畠公民館	伊勢市立高畠公民館
伊勢市立御園公民館	伊勢市立御園公民館
伊勢市立新高公民館	伊勢市立新高公民館
	伊勢市立王中島公民館
<u>伊勢市立新開公民館</u>	<u>伊勢市立新開公民館</u>
	伊勢市立上長屋公民館
伊勢市立下長屋公民館	伊勢市立中長屋公民館
伊勢市立上條公民館	伊勢市立下長屋公民館
伊勢市立小林公民館	伊勢市立上條公民館
伊勢市立小林公民館	伊勢市立小林公民館
別表第4 略	別表第4 略

議案第 112 号

伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について

伊勢市学習等供用施設条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 12 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健一

記

伊勢市条例第　　号

伊勢市学習等供用施設条例の一部を改正する条例

伊勢市学習等供用施設条例（平成17年伊勢市条例第187号）の一部を次  
のように改正する。

別表柏町民会館の項及び植山町民会館の項を削る。

附　則

この条例は、令和8年2月1日から施行する。

(説　明)

これは、柏町民会館及び植山町民会館を廃止するため、条例を改正  
しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前																																																																												
第1条 略 (名称及び位置)	第1条 略 (名称及び位置)																																																																												
第2条 施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。	第2条 施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。																																																																												
第3条～第15条 略 別表(第2条関係)	第3条～第15条 略 別表(第2条関係)																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村松町民会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東豊浜町土路区 町民会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>船江会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>坂東会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>有滝町民会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>小川町民会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>田尻町民会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>辻久留台会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>昭和苑会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>樺原町民会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東大淀町民会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>溝口会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>小俣北部公民館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>湯田公民館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>明野公民館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>宮前公民館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>上惣公民館</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	村松町民会館	略	東豊浜町土路区 町民会館	略	船江会館	略	坂東会館	略	有滝町民会館	略	小川町民会館	略	田尻町民会館	略	辻久留台会館	略	昭和苑会館	略	樺原町民会館	略	東大淀町民会館	略	溝口会館	略	小俣北部公民館	略	湯田公民館	略	明野公民館	略	宮前公民館	略	上惣公民館	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村松町民会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東豊浜町土路区 町民会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>柏町民会館</td> <td>伊勢市柏町528番地</td> </tr> <tr> <td>船江会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>坂東会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>有滝町民会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>小川町民会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>田尻町民会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>辻久留台会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>昭和苑会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>樺原町民会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東大淀町民会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>植山町民会館</td> <td>伊勢市植山町486番地</td> </tr> <tr> <td>溝口会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>小俣北部公民館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>湯田公民館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>明野公民館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>宮前公民館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>上惣公民館</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	村松町民会館	略	東豊浜町土路区 町民会館	略	柏町民会館	伊勢市柏町528番地	船江会館	略	坂東会館	略	有滝町民会館	略	小川町民会館	略	田尻町民会館	略	辻久留台会館	略	昭和苑会館	略	樺原町民会館	略	東大淀町民会館	略	植山町民会館	伊勢市植山町486番地	溝口会館	略	小俣北部公民館	略	湯田公民館	略	明野公民館	略	宮前公民館	略	上惣公民館	略
名称	位置																																																																												
村松町民会館	略																																																																												
東豊浜町土路区 町民会館	略																																																																												
船江会館	略																																																																												
坂東会館	略																																																																												
有滝町民会館	略																																																																												
小川町民会館	略																																																																												
田尻町民会館	略																																																																												
辻久留台会館	略																																																																												
昭和苑会館	略																																																																												
樺原町民会館	略																																																																												
東大淀町民会館	略																																																																												
溝口会館	略																																																																												
小俣北部公民館	略																																																																												
湯田公民館	略																																																																												
明野公民館	略																																																																												
宮前公民館	略																																																																												
上惣公民館	略																																																																												
名称	位置																																																																												
村松町民会館	略																																																																												
東豊浜町土路区 町民会館	略																																																																												
柏町民会館	伊勢市柏町528番地																																																																												
船江会館	略																																																																												
坂東会館	略																																																																												
有滝町民会館	略																																																																												
小川町民会館	略																																																																												
田尻町民会館	略																																																																												
辻久留台会館	略																																																																												
昭和苑会館	略																																																																												
樺原町民会館	略																																																																												
東大淀町民会館	略																																																																												
植山町民会館	伊勢市植山町486番地																																																																												
溝口会館	略																																																																												
小俣北部公民館	略																																																																												
湯田公民館	略																																																																												
明野公民館	略																																																																												
宮前公民館	略																																																																												
上惣公民館	略																																																																												

議案第 113 号

伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部改正について

伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 12 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健一

記

## 伊勢市条例第　　号

### 伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(令和7年伊勢市条例第18号) の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号を次のように改める。

#### (6) 利用定員

第16条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

#### (設備及び職員の基準の特例)

第22条の2　子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は、適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### (説 明)

これは、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、離島その他の地域において乳児等通園支援事業を行う場合の基準の特例を定めるとともに、その他規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

## (参考)

改正後	改正前
第1章 総則 第1条～第8条 略  ( <u>乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件</u> )  第9条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けたものでなければならぬ。  ( <u>乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等</u> )  第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	第1章 総則 第1条～第8条 略  ( <u>乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件</u> )  第9条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けたものでなければならぬ。  ( <u>乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等</u> )  第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
2 略  第11条・第12条 略  (虐待等の禁止)  第13条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	2 略  第11条・第12条 略  (虐待等の防止)  第13条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第14条・第15条 略  ( <u>乳児等通園支援事業所内部の規程</u> )  第16条 <u>乳児等通園支援事業者</u> は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。  (1)～(5) 略  <u>(6) 利用定員</u>  (7) <u>乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項</u> その他の利用に当たっての留意事項  (8)～(11) 略  第17条 略  (秘密保持等)  第18条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用	第14条・第15条 略  ( <u>乳児等通園支援事業所内部の規程</u> )  第16条 <u>乳児等通園支援事業者</u> は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。  (1)～(5) 略  <u>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</u>  (7) <u>乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項</u>  (8)～(11) 略  第17条 略  (秘密保持等)  第18条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用

<p>乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>第19条 略</p> <p>    第2章 乳児等通園支援事業</p> <p>        第1節 通則</p> <p>            (乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員<u>(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)</u>の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>    第2節 一般型乳児等通園支援事業</p> <p>第21条・第22条 略</p> <p>    (設備及び職員の基準の特例)</p> <p>第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は、適用しない。</p> <p>第23条・第24条 略</p> <p>    第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業</p> <p>第25条 略</p> <p>    (準用)</p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活</p>	<p>乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>第19条 略</p> <p>    第2章 乳児等通園支援事業</p> <p>        第1節 通則</p> <p>            (乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>    第2節 一般型乳児等通園支援事業</p> <p>第21条・第22条 略</p> <p>第23条・第24条 略</p> <p>    第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業</p> <p>第25条 略</p> <p>    (準用)</p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活</p>
--	--

用型乳児等通園支援事業について準用する。

### 第3章 雜則 (電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

### 第3章 雜則 (電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

議案第 114 号

伊勢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の

制定について

伊勢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように提出する。

令和 7 年 12 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健一

記

# 伊勢市条例第 号

## 伊勢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

　第1節 利用定員に関する基準（第3条）

　第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雜則（第33条）

### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、

常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

- 第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等と

の密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3 第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者的心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等）

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対

し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとし

てはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する

事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情について市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特

定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
  - ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したもの交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### （説 明）

これは、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものである。

議案第 115 号

伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例の一部改正について

伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 12 月 8 日

伊勢市長 鈴木健一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例の一部を改正する条例

伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例（令和4年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条から第7条までを削る。

第8条第2号中「第3条各号」を「前条各号」に改め、同条を第4条とし、第9条から第11条までを4条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(説 明)

これは、伊勢市障がい者基幹相談支援センターについて、指定管理者による管理から市による管理に変更するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
第1条～第3条 略	<p>第1条～第3条 略 <u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第4条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に基幹相談支援センターの管理を行わせるものとする。</u> <u>(指定管理者が行う業務)</u></p> <p><u>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>第3条に規定する事業及び業務を行うために必要な業務</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>前号に掲げるもののほか、市長が指定する業務</u> <u>(開館時間)</u></p> <p><u>第6条 基幹相談支援センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、基幹相談支援センターの開館時間を変更することができる。</u> <u>(休館日)</u></p> <p><u>第7条 基幹相談支援センターの休館日は、次のとおりとする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>日曜日及び土曜日</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、基幹相談支援センターを臨時に開館し、又は休館することができる。</u></p> <p>(利用対象者)</p> <p><u>第4条 基幹相談支援センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) 略</p> <p class="list-item-l1">(2) <u>前号に掲げる者のほか、前条各号に掲げる事業又は業務の対象となる者</u></p>
	<p><u>第8条 基幹相談支援センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) 略</p> <p class="list-item-l1">(2) <u>前号に掲げる者のほか、第3条各号に掲げる事業又は業務の対象となる者</u></p>

<p>(3) 略 (利用の制限等)</p> <p><b>第5条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、基幹相談支援センターを利用する者に対して、その利用を制限し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1)～(5) 略 (損害賠償)</p> <p><b>第6条</b> 故意又は過失により基幹相談支援センターの施設、設備又は附属器具を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p><b>第7条</b> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(3) 略 (利用の制限等)</p> <p><b>第9条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、基幹相談支援センターを利用する者に対して、その利用を制限し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1)～(5) 略 (損害賠償)</p> <p><b>第10条</b> 故意又は過失により基幹相談支援センターの施設、設備又は附属器具を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p><b>第11条</b> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
---	---

議案第 116 号

伊勢市二見健康管理増進センター条例の廃止について

伊勢市二見健康管理増進センター条例を廃止する条例を次のように提出  
する。

令和 7 年 12 月 8 日

伊勢市長 鈴木健一

記

伊勢市条例第　　号

伊勢市二見健康管理増進センター条例を廃止する条例

伊勢市二見健康管理増進センター条例（平成 18 年伊勢市条例第 28 号）

は、廃止する。

附　則

この条例は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

(説　明)

これは、伊勢市二見健康管理増進センターを廃止するため、条例を廃止しようとするものである。

議案第 117 号

伊勢市離宮の湯条例の全部改正について

伊勢市離宮の湯条例を次のように提出する。

令和 7 年 12 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健一

記

伊勢市条例第　　号

伊勢市離宮の湯条例

伊勢市離宮の湯条例（平成18年伊勢市条例第57号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の健康増進及び公衆衛生の向上を図るため、伊勢市離宮の湯  
(以下「浴場」という。) を設置する。

（位置）

第2条 浴場は、伊勢市小俣町元町536番地に置く。

（使用の許可）

第3条 浴場を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）について、浴場の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

（使用の不許可等）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、使用許可をせず、若しくは浴場の使用を拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第4条に規定する者
- (2) 公衆浴場法第5条第1項の規定に違反した者
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用許可に付した条件に違反した者
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認める者
- (5) 浴場の施設、設備、備付けの器具等（第9条第4号及び第10条において「施設等」という。）を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認める者
- (6) 次条第1項の規定により使用許可を取り消された者

- (7) 係員の指示に従わない者
- (8) その他浴場の管理上支障があると認める者
  - (使用許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、浴場の使用を制限し、若しくはその停止を命じ、又は使用許可を取り消し、若しくはその条件を変更することができる。

(1) 使用許可を受けた者（以下この条及び次条第1項において「使用者」という。）がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用許可に付した条件に違反したとき。

(2) 使用者が係員の指示に従わないとき。

(3) その他浴場の管理上又は公益上特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定による浴場の使用の制限若しくは停止又は使用許可の取消し若しくは条件の変更により、使用者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

（入浴料）

第6条 使用者は、別表に定める入浴料を納付しなければならない。

2 入浴料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（入浴料の減免）

第7条 市長は、公益上特別の事由があると認めるときその他特に必要があると認めるときは、入浴料を減額し、又は免除することができる。

（入浴料の不還付）

第8条 既納の入浴料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（禁止行為）

第9条 浴場を利用する者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 公衆浴場法第5条第1項に規定する行為
- (2) 他人に危害を加え、若しくは迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがある行為
- (3) 危険物、不潔な物品又は動物（盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く。）を持ち込むこと。
- (4) 施設等を損傷し、汚損し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれがある行為
- (5) 所定の場所以外の場所で飲食し、又は喫煙若しくは火気の使用をすること。
- (6) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示すること。
- (7) 許可なく物品の販売、宣伝、署名、寄附募集その他これらに類する行為をすること。
- (8) 所定の場所以外の場所に立ち入ること。
- (9) その他浴場の管理上支障があると認められる行為  
(損害賠償)

第10条 浴場を利用する者は、施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに

この条例による改正前の伊勢市離宮の湯条例（次項において「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに旧条例の規定に基づいて交付された回数券（当該回数券の有効期間が満了していない未使用のものに限る。）は、当該有効期間が満了する日までの間は、この条例の規定により交付された別表に規定する回数券とみなす。

別表（第6条関係）

区分	1人1回分	回数券（10回分）
大人（12歳以上の者）	470円	4,400円
中人（6歳以上12歳未満の者）	150円	1,400円
小人（6歳未満の者）	70円	650円

（説明）

これは、伊勢市離宮の湯について、指定管理者による管理から市による管理に変更するため、条例を改正しようとするものである。

議案第 118 号

伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部改正について

伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように  
に提出する。

令和 7 年 12 月 8 日

伊勢市長 鈴木健一

記

伊勢市条例第　　号

伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

伊勢市地区コミュニティセンター条例（平成17年伊勢市条例第116号）の一部を次のように改正する。

別表第1 西コミュニティセンターの項及び今一色コミュニティセンターの項を削る。

別表第2の2の表中「、西コミュニティセンター、光の街コミュニティセンター及び今一色コミュニティセンター」を「及び光の街コミュニティセンター」に改める。

附　則

この条例は、令和8年2月1日から施行する。

(説　明)

これは、西コミュニティセンター及び今一色コミュニティセンターを廃止するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前																																																		
第1条 略 (名称及び位置)	第1条 略 (名称及び位置)																																																		
第2条 センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。	第2条 センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。																																																		
第3条～第10条 略 (使用料又は利用料金)	第3条～第10条 略 (使用料又は利用料金)																																																		
第11条 使用者等は、使用等にかかる使用料、利用料金及び別に市長が規則で定める使用料(以下「使用料等」という。)を前納しなければならない。	第11条 使用者等は、使用等にかかる使用料、利用料金及び別に市長が規則で定める使用料(以下「使用料等」という。)を前納しなければならない。																																																		
2 使用料等は、別表第2に掲げる額とし、そのうち利用料金は、同表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。	2 使用料等は、別表第2に掲げる額とし、そのうち利用料金は、同表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。																																																		
3・4 略	3・4 略																																																		
第12条～第18条 略	第12条～第18条 略																																																		
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神社地区コミュニティセンター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>大湊地区コミュニティセンター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>宮本地区コミュニティセンター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>浜郷地区コミュニティセンター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>豊浜地区コミュニティセンター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>北浜地区コミュニティセンター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>城田地区コミュニティセンター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>沼木地区コミュニティセンター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>三津コミュニティセンター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>江コミュニティセンター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>光の街コミュニティセンター</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	神社地区コミュニティセンター	略	大湊地区コミュニティセンター	略	宮本地区コミュニティセンター	略	浜郷地区コミュニティセンター	略	豊浜地区コミュニティセンター	略	北浜地区コミュニティセンター	略	城田地区コミュニティセンター	略	沼木地区コミュニティセンター	略	三津コミュニティセンター	略	江コミュニティセンター	略	光の街コミュニティセンター	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神社地区コミュニティセンター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>大湊地区コミュニティセンター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>宮本地区コミュニティセンター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>浜郷地区コミュニティセンター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>豊浜地区コミュニティセンター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>北浜地区コミュニティセンター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>城田地区コミュニティセンター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>沼木地区コミュニティセンター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>三津コミュニティセンター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>江コミュニティセンター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>西コミュニティセンター</td> <td>伊勢市二見町西866番地</td> </tr> <tr> <td>光の街コミュニティセンター</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	神社地区コミュニティセンター	略	大湊地区コミュニティセンター	略	宮本地区コミュニティセンター	略	浜郷地区コミュニティセンター	略	豊浜地区コミュニティセンター	略	北浜地区コミュニティセンター	略	城田地区コミュニティセンター	略	沼木地区コミュニティセンター	略	三津コミュニティセンター	略	江コミュニティセンター	略	西コミュニティセンター	伊勢市二見町西866番地	光の街コミュニティセンター	略
名称	位置																																																		
神社地区コミュニティセンター	略																																																		
大湊地区コミュニティセンター	略																																																		
宮本地区コミュニティセンター	略																																																		
浜郷地区コミュニティセンター	略																																																		
豊浜地区コミュニティセンター	略																																																		
北浜地区コミュニティセンター	略																																																		
城田地区コミュニティセンター	略																																																		
沼木地区コミュニティセンター	略																																																		
三津コミュニティセンター	略																																																		
江コミュニティセンター	略																																																		
光の街コミュニティセンター	略																																																		
名称	位置																																																		
神社地区コミュニティセンター	略																																																		
大湊地区コミュニティセンター	略																																																		
宮本地区コミュニティセンター	略																																																		
浜郷地区コミュニティセンター	略																																																		
豊浜地区コミュニティセンター	略																																																		
北浜地区コミュニティセンター	略																																																		
城田地区コミュニティセンター	略																																																		
沼木地区コミュニティセンター	略																																																		
三津コミュニティセンター	略																																																		
江コミュニティセンター	略																																																		
西コミュニティセンター	伊勢市二見町西866番地																																																		
光の街コミュニティセンター	略																																																		

ティセンター	ティセンター								
今一色 コミュニ	伊勢市二見町今一色120								
ティセンター	番地								
別表第2(第11条関係)									
1 略	別表第2(第11条関係)								
2 三津コミュニティセンター、江コミュニティセンター及び光の街コミュニティセンターの利用料金	2 三津コミュニティセンター、江コミュニティセンター、西コミュニティセンター、光の街コミュニティセンター及び今一色コミュニティセンターの利用料金								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日当たり</td> <td>5,230円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	時間区分	料金	1日当たり	5,230円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日当たり</td> <td>5,230円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	時間区分	料金	1日当たり	5,230円
時間区分	料金								
1日当たり	5,230円								
時間区分	料金								
1日当たり	5,230円								

議案第 119 号

伊勢市火入れに関する条例の一部改正について

伊勢市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 12 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健一

記

伊勢市条例第　　号

伊勢市火入れに関する条例の一部を改正する条例

伊勢市火入れに関する条例（平成17年伊勢市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「火入許可申請書（様式第1号）2通」を「申請書」に改め、「の各号」を削り、同条第2項中「火入許可申請書」を「前項の申請書」に改める。

第4条第1項中「火入許可証（様式第2号）」を「許可証（以下「火入許可証」という。）」に改める。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「前項の注意報、警報が発令されたとき」を「強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合」に、「その旨市長に連絡するものとする」を「その旨を市長に連絡しなければならない」に改める。

第15条中「管轄地の消防署長」を「消防長」に改める。

第16条の見出し中「消防署長」を「消防長」に改め、同条第1項中「管轄地の消防署長」を「消防長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（委任）

第17条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附　則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（説　明）

これは、伊勢市火災予防条例の一部改正に伴い、火入れを中止する要件を改正するとともに、その他規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条 略 (許可の申請)</p> <p>第2条 法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の7日前までに、<u>申請書</u>に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1)～(3) 略</p> <p>2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定め、<u>前項の申請書</u>に明示しなければならない。</p> <p>第3条 略 (許可証の交付等)</p> <p>第4条 市長は、火入れの許可をするときは、法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した許可証(以下「火入許可証」という。)を交付するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第5条～第13条 略 (火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、速やかに消火し、<u>その旨を市長に連絡しなければならない。</u> (緊急連絡体制の整備)</p> <p>第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを</p>	<p>第1条 略 (許可の申請)</p> <p>第2条 法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の7日前までに、<u>火入許可申請書(様式第1号)2通</u>に、<u>次の各号</u>に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1)～(3) 略</p> <p>2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定め、<u>火入許可申請書</u>に明示しなければならない。</p> <p>第3条 略 (許可証の交付等)</p> <p>第4条 市長は、火入れの許可をするときは、法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した<u>火入許可証(様式第2号)</u>を交付するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第5条～第13条 略 (火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は前項の注意報、警報が発令されたときには、速やかに消火し、<u>その旨市長に連絡するものとする。</u> (緊急連絡体制の整備)</p> <p>第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを</p>

行うに当たっては、市長及び消防長に連絡することのできる体制を確保しておかなければならぬ。

(消防長への協議等)

第16条 市長は、火入れの許可をしようとする場合には、あらかじめ消防長に協議するものとする。

2~4 略

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

行うに当たっては、市長及び管轄地の消防署長に連絡することのできる体制を確保しておかなければならぬ。

(消防署長への協議等)

第16条 市長は、火入れの許可をしようとする場合には、あらかじめ管轄地の消防署長に協議するものとする。

2~4 略

様式第1号(第2条関係) 別紙1

様式第2号(第4条関係) 別紙2

(別紙1)

様式第1号(第2条関係)

火入許可申請書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

申請者 住所  
氏名

次のように火入れを行いたいので許可されたく「伊勢市火入れに関する条例」第2条の規定により申請します。

火 入 地	所 在 地	
	所 有 者 (管 理 者)	
	地 種 区 分	保安林( )、普通林、原野、その他( )
	所 有 区 分	国有地( )、公有地( )、私有地( )
	面 積	総面積 ヘクタール
火 入 れ 期 間	年 月 日～ 年 月 日( 日間)	
火 入 れ 目 的	1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良	
火 入 れ 方 法		
防 火 体 制	火入従事者	人
	防 火 帯	延長 メートル、幅員 メートル
	器 具	
火 入 責 任 者		
備 考	(添付書類 通)	

- (注) 1 保安林の( )には、保安林種を記入  
2 その他の( )には、土地現況を記入  
3 所有区分の( )には、所有形態の細分(部分林、集落有林、社寺有林等)を記入

(別紙2)

様式第2号(第4条関係)

火 入 許 可 証

許可番号	号	年 月 日
申請人	様	伊勢市長 印
月 日に申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。		
火 入 場 所		
面 積	総面積	ヘクタール
目 的		
期 間	年 月 日～ 年 月 日 ( 日間)	
火 入 責 任 者		
指 示 事 項		
備 考		

議案第 120 号

賓日館条例の全部改正について

賓日館条例を次のように提出する。

令和 7 年 12 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健一

記

伊勢市条例第　　号

賓日館条例

賓日館条例（平成18年伊勢市条例第30号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 重要文化財旧賓日館を保存し、及び活用することにより、地域の振興を図るとともに、市民の文化の向上に資するため、賓日館を設置する。

（位置）

第2条 賓日館は、伊勢市二見町茶屋566番地2に置く。

（使用の許可）

第3条 別表第1に定める賓日館の施設（第11条から第13条までにおいて「大広間等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に申請して、その許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）について、賓日館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（入館等の制限）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用許可若しくは第12条第1項の許可に付した条件に違反した者
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認める者
- (3) 賓日館の展示物、施設、設備、備付けの器具等（次項第2号、第10条第3号及び第14条において「展示物等」という。）を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認める者
- (4) 次条第1項の規定により使用許可を取り消された者

(5) 係員の指示に従わない者

(6) その他賓日館の管理上支障があると認める者

2 市長は、前条第1項の規定による使用許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可をしないことができる。

(1) 当該申請の内容が、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 当該申請の内容が、展示物等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 長期間にわたる継続使用により、他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。

(4) 当該申請の内容が、営利を目的とする物品の販売又は宣伝を行うものであると認められるとき。

(5) その他賓日館の管理上支障があると認められるものであるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、賓日館の利用を制限し、若しくはその停止を命じ、又は使用許可を取り消し、若しくはその条件を変更することができる。

(1) 入館者又は使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用許可に付した条件に違反したとき。

(2) 使用者が偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(3) 入館者又は使用者が係員の指示に従わないとき。

(4) 天災その他の事由により利用ができなくなったとき。

(5) その他賓日館の管理上又は公益上特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定による賓日館の利用の制限若しくは停止又は使用許可の取消し若しくは条件の変更により、入館者又は使用者に損害が生じても、

市は、その責めを負わない。

(入館料)

第6条 賓日館を観覧するため入館しようとする者は、別表第2に定める入館料を納付しなければならない。

2 入館料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 前条第2項の規定は、使用料の納付について準用する。

(入館料等の減免)

第8条 市長は、公益上特別の事由があると認めるときその他特に必要があると認めるときは、入館料又は使用料を減額し、又は免除することができる。

(入館料等の不還付)

第9条 既納の入館料及び使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(禁止行為)

第10条 賓日館を利用する者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 他人に危害を加え、若しくは迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがある行為

(2) 危険物、不潔な物品又は動物（盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く。）を持ち込むこと。

(3) 展示物等を損傷し、汚損し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれがある行為

(4) 火気を使用すること（次号に掲げるものを除く。）。

- (5) 所定の場所以外の場所で飲食し、又は喫煙をすること。
- (6) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示すること。
- (7) 営利を目的とする物品の販売又は宣伝をすること。
- (8) 許可なく物品の販売、宣伝、署名、寄附募集その他これらに類する行為をすること（前号に掲げるものを除く。）。
- (9) 許可なく業として行う写真の撮影、録画その他これらに類する行為をすること。
- (10) 所定の場所以外の場所に立ち入ること。
- (11) その他賓日館の管理上支障があると認められる行為（目的外使用等の禁止）

第11条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に大広間等を使用し、又は大広間等を使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。  
(特別の設備等の制限)

第12条 使用者は、大広間等の使用のために特別の設備若しくは装飾をし、又はその備付けの器具以外の器具を持ち込み利用しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に申請して、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 第3条第2項の規定は前項の許可の条件の付加について、第4条第2項の規定は前項の許可の拒否について、第5条の規定は前項の許可の取消し及び条件の変更について準用する。

(原状回復義務)

第13条 使用者は、大広間等の使用を終了したとき、又は第5条第1項の規定により大広間等の使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに大広間等及びその設備を原状に回復しなければならな

い。

(損害賠償)

第14条 賓日館を利用する者は、故意又は過失により、展示物等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、賓日館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までにこの条例による改正前の賓日館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(特別の休館)

3 賓日館は、施行日から起算して7年を超えない範囲内において規則で定めるまでの間、休館とする。

別表第1（第3条、第7条関係）

使用者	施設名	室数	室使用料 (1日につき)	照明設備使用料 (1時間につき)
伊勢市民	大広間	1	15,710円	470円
	中広間	2	7,850円	310円
	旧客室等	6	2,350円	150円

伊勢市民	大広間	1	20,950円	470円
でない者	中広間	2	10,470円	310円
	旧客室等	6	3,140円	150円

備考 使用時間が4時間未満の場合の室使用料の額は、この表に定める

それぞれの室使用料の額に100分の50を乗じて得た額とする。

別表第2（第6条関係）

区分		単位	金額
個人	大人	1人1回	310円
	小学生、中学生 及び高校生		150円
団体（20人以上）			前2項に掲げる個人の入館料の 額に100分の80を乗じて得た額 (その額に10円未満の端数があ るとときは、これを切り捨てた 額)

#### （説明）

これは、賓日館の保存整備工事に伴い、その工事期間中について、施設を休館するとともに、市による管理に変更するため、条例を改正しようとするものである。

議案第 121 号

伊勢市火災予防条例の一部改正について

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 12 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健一

記

伊勢市条例第　　号

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」を  
「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」  
第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・  
持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）  
に改める。  
第29条の9）」

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火氣設備等及び対象火氣器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の

距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第8条の3第1項中「第44条第11号」を「第44条第1項第11号」に改める。

第12条第4項第2号中「侵入防止」を「浸入防止」に改める。

第29条各号列記以外の部分中「火災に関する警報」を「火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」に改め、同条第7号を削る。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改める。

第3章の2の次に次の1章を加える。

### 第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に

従うよう努めなければならない。

- 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。  
(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条中「及び第37条の2から前条まで」を「、第37条の2及び第38条から前条まで」に改める。

第42条の3 第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項第6号」に改める。

第44条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるもの（当該個人の事業の用に供するものを除く。）を除く。）

第44条第1項第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第45条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

別表第8備考第4号中「乾燥及び」を「乾燥<sup>い</sup>蘭及び」に改める。

#### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第8条の3第1項の改正規定、第12条第4項第2号の改正規定、第

42条の改正規定及び別表第8備考第4号の改正規定 公布の日

- (2) 目次の改正規定、第29条各号列記以外の部分の改正規定及び同条第7号を削る改正規定、第3章の2の次に1章を加える改正規定、第42条の3第1項第3号の改正規定並びに第45条各号列記以外の部分の改正規定、同条第1号の改正規定及び同条に1項を加える改正規定 令和8年1月1日
- (3) 第7条の2の見出しの改正規定、同条第1項各号列記以外の部分の改正規定、同項第2号及び同条第2項の改正規定並びに同条を第7条の3とする改正規定、第7条の次に1条を加える改正規定、第29条の7第1項第1号の改正規定、第44条第1項各号列記以外の部分の改正規定及び同項第6号の次に1号を加える改正規定並びに同項第7号の改正規定 令和8年3月31日

(説明)

これは、林野火災予防の実効性の向上を図るため、林野火災に関する注意報の創設等を行うとともに、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、対象火気設備等として追加された簡易サウナ設備について火災予防上必要な基準を定める等の改正を行うほか、その他規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>　　第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第3条—第17条の3)</p> <p>　　第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準(第18条—第22条の2)</p> <p>　　第3節 火の使用に関する制限等(第23条—第28条)</p> <p>　　第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(第29条)</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)</p> <p>第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)</p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>　　第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第30条—第32条)</p> <p>　　第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第33条—第34条の2)</p> <p>　　第3節 基準の特例(第34条の3)</p> <p>第5章 避難管理(第35条—第42条)</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理(第42条の2・第42条の3)</p> <p>第6章 雜則(第43条—第48条)</p> <p>第7章 罰則(第49条・第50条)</p> <p>附則</p> <p>　　第1章 総則</p> <p>第1条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>　　第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第3条—第17条の3)</p> <p>　　第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準(第18条—第22条の2)</p> <p>　　第3節 火の使用に関する制限等(第23条—第28条)</p> <p>　　第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(第29条)</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)</p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>　　第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第30条—第32条)</p> <p>　　第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第33条—第34条の2)</p> <p>　　第3節 基準の特例(第34条の3)</p> <p>第5章 避難管理(第35条—第42条)</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理(第42条の2・第42条の3)</p> <p>第6章 雜則(第43条—第48条)</p> <p>第7章 罰則(第49条・第50条)</p> <p>附則</p> <p>　　第1章 総則</p> <p>第1条 略</p>

<p>第2章 削除</p> <p>第2条 略</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準</p> <p>第3条～第7条 略 <u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p class="list-item-l1">2 <u>前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p> <p><u>(一般サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置</u></p>	<p>第2章 削除</p> <p>第2条 略</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準</p> <p>第3条～第7条 略</p>
---	--

及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 略

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

第8条・第8条の2 略

(燃料電池発電設備)

第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備  
(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第1項第11号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。

2~5 略

第9条~第11条の2 略

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第12条 屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)~(4) 略

2・3 略

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力10キロワット未満のもののうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板(板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。)製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)及び第18号の3、第11条第1項第7号、第8号及び第10号並びに本条第1項第2号から第4

(1) 略

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

第8条・第8条の2 略

(燃料電池発電設備)

第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備  
(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第11号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。

2~5 略

第9条~第11条の2 略

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第12条 屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)~(4) 略

2・3 略

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力10キロワット未満のもののうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板(板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。)製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)及び第18号の3、第11条第1項第7号、第8号及び第10号並びに本条第1項第2号から第4

<p>号までの規定を準用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 換気口は、外箱の内部の温度が過度に上昇しないように有効な換気を行うことができるものとし、かつ、雨水等の<u>防止</u>の措置が講じられているものであること。</p> <p>5 略</p> <p>第13条～第17条の3 略</p> <p>第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準</p> <p>第18条～第22条の2 略</p> <p>第3節 火の使用に関する制限等</p> <p>第23条～第28条 略</p> <p>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用的制限 (火災に関する警報の発令中における火の使用的制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等</p> <p>第29条の2～第29条の6 略 (住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 伊勢市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する<u>住宅用防災機器</u>、<u>感震ブレーカー</u>、<u>その他</u>の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>号までの規定を準用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 換気口は、外箱の内部の温度が過度に上昇しないように有効な換気を行うことができるものとし、かつ、雨水等の<u>侵入防止</u>の措置が講じられているものであること。</p> <p>5 略</p> <p>第13条～第17条の3 略</p> <p>第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準</p> <p>第18条～第22条の2 略</p> <p>第3節 火の使用に関する制限等</p> <p>第23条～第28条 略</p> <p>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用的制限 (火災に関する警報の発令中における火の使用的制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等</p> <p>第29条の2～第29条の6 略 (住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 伊勢市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する<u>住宅用防災機器</u>、<u>感震ブレーカー</u>、<u>その他</u>の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

### 第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第30条～第32条 略

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第33条 別表第8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げ

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第30条～第32条 略

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第33条 別表第8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げ

る技術上の基準によらなければならぬ。

(1)～(4) 略

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならぬ。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類(以下「可燃性固体類等」という。)にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第8に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第四類の危険物のうち動植物油類にあっては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上
その他の場合	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	3メートル以上
	200以上	5メートル以上

(2) 別表第8で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル(別表第8で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあっては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において

る技術上の基準によらなければならぬ。

(1)～(4) 略

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならぬ。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類(以下「可燃性固体類等」という。)にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第8に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第四類の危険物のうち動植物油類にあっては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上
その他の場合	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	3メートル以上
	200以上	5メートル以上

(2) 別表第8で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル(別表第8で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあっては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において

<p>て、貯蔵し、又は取り扱うことができる。</p> <p>3 略 (綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)</p> <p>第34条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物(以下「綿花類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル(別表第8で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 別表第8に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料(建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。)で仕上げた室内において行うこと。</p> <p>(4) 廃棄物固化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 別表第8で定める数量の100倍以上の廃棄物固化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固化燃料等に発熱が生じた場合に廢</p>	<p>て、貯蔵し、又は取り扱うことができる。</p> <p>3 略 (綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)</p> <p>第34条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物(以下「綿花類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル(別表第8で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 別表第8に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料(建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。)で仕上げた室内において行うこと。</p> <p>(4) 廃棄物固化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 別表第8で定める数量の100倍以上の廃棄物固化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固化燃料等に発熱が生じた場合に廢</p>
---	---

<p>棄物固化化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固化化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合はこの限りでない。</p> <p>第34条の2 別表第8で定める数量の100倍以上の再生資源燃料(廃棄物固化化燃料等に限る。)、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるものほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならぬ。</p>	<p>棄物固化化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固化化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合はこの限りでない。</p> <p>第34条の2 別表第8で定める数量の100倍以上の再生資源燃料(廃棄物固化化燃料等に限る。)、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるものほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならぬ。</p>
<p>第3節 基準の特例</p> <p>第34条の3 略</p> <p>第5章 避難管理</p> <p>第35条～第41条 略 (準用)</p> <p>第42条 第35条から第36条の2まで、<u>第37条の2及び第38条から前条までの規定は、</u>体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理</p> <p>第42条の2 略 (屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(<u>第45条第1項第6号において「露店等」という。)</u>及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p>	<p>第3節 基準の特例</p> <p>第34条の3 略</p> <p>第5章 避難管理</p> <p>第35条～第41条 略 (準用)</p> <p>第42条 第35条から第36条の2まで及び<u>第37条の2から前条までの規定は、</u>体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理</p> <p>第42条の2 略 (屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(<u>第45条において「露店等」という。)</u>及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p>

<p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>第6章 雜則</p> <p>第43条 略</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるもの(当該個人の事業の用に供するものを除く。)を除く。)</u></p> <p>(7) <u>一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)</u></p> <p>(7)の2～(15) 略</p> <p>2 略</p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為<u>(たき火を含む。)</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 <u>消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p> <p>第45条の2 略</p> <p>(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)</p> <p>第46条 指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物及び別表第8で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>第6章 雜則</p> <p>第43条 略</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)</u></p> <p>(7)の2～(15) 略</p> <p>2 略</p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>第45条の2 略</p> <p>(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)</p> <p>第46条 指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物及び別表第8で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p>
---	--

第47条～第48条 略

第7章 罰則

第49条・第50条 略

別表第1～別表第7 略

別表第8(第33条、第34条、第34条の2、第46条関係)

品名	数量
綿花類	略
木毛及びかんなくず	略
ぼろ及び紙くず	略
糸類	略
わら類	略
再生資源燃料	略
可燃性固体類	略
石炭・木炭類	略
可燃性液体類	略
木材加工品及び木くず	略
合成樹脂類	發泡させたもの
	その他のもの

備考

1～3 略

4 わら類とは、乾燥わら、乾燥菌及びこれらの製品並びに干し草をいう。

5～9 略

第47条～第48条 略

第7章 罰則

第49条・第50条 略

別表第1～別表第7 略

別表第8(第33条、第34条、第34条の2、第46条関係)

品名	数量
綿花類	略
木毛及びかんなくず	略
ぼろ及び紙くず	略
糸類	略
わら類	略
再生資源燃料	略
可燃性固体類	略
石炭・木炭類	略
可燃性液体類	略
木材加工品及び木くず	略
合成樹脂類	發泡させたもの
	その他のもの

備考

1～3 略

4 わら類とは、乾燥わら、乾燥菌及びこれらの製品並びに干し草をいう。

5～9 略

議案第 122 号

伊勢市立高麗広公民館の指定管理者の指定について

伊勢市立高麗広公民館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 8 日提出

伊勢市長 鈴木 健一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

伊勢市立高麗広公民館

2 指定管理者となる団体

伊勢市宇治今在家町 511 番地

伊勢市立高麗広公民館運営委員会

委員長 杉山 依士登

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(説明)

これは、伊勢市立高麗広公民館について、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 123 号

伊勢市ハートプラザみそのの指定管理者の指定について

伊勢市ハートプラザみそのの指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 8 日提出

伊勢市長 鈴木 健一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

伊勢市ハートプラザみその（ただし、伊勢市御園保健センター（事業の実施に係る部分に限る。）、伊勢市おひさま児童園及びフレンズを除く。）

2 指定管理者となる団体

伊勢市八日市場町 13 番 1 号

社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会

会長 宮崎 吉博

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(説明)

これは、伊勢市ハートプラザみそのについて、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 124 号

伊勢市児童館の指定管理者の指定について

伊勢市児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 8 日提出

伊勢市長 鈴木 健一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者となる団体

(1) 名称 伊勢市小俣児童館

団体 伊勢市八日市場町 13 番 1 号

社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会

会長 宮崎 吉博

(2) 名称 伊勢市明野児童館

団体 伊勢市小俣町新村 558 番地 31

社会福祉法人宮山

理事長 中村 博光

2 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(説明)

これは、伊勢市児童館について、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 125 号

伊勢市放課後児童健全育成施設の指定管理者の指定について

伊勢市放課後児童健全育成施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 8 日提出

伊勢市長 鈴木健一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

伊勢市御園こどもプラザ

2 指定管理者となる団体

伊勢市八日市場町 13 番 1 号

社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会

会長 宮崎 吉博

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(説明)

これは、伊勢市放課後児童健全育成施設について、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 126 号

伊勢市こども発達支援施設の指定管理者の指定について

伊勢市こども発達支援施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 8 日提出

伊勢市長 鈴木 健一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

伊勢市おひさま児童園

2 指定管理者となる団体

伊勢市神田久志本町 1718 番地 16

特定非営利活動法人南勢子どもの発達支援センターえがお

理事長 山岸 悅子

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(説明)

これは、伊勢市こども発達支援施設について、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 127 号

伊勢市みなとふれあいセンターの指定管理者の指定について

伊勢市みなとふれあいセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 8 日提出

伊勢市長 鈴木 健一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

伊勢市みなとふれあいセンター

2 指定管理者となる団体

伊勢市八日市場町 13 番 1 号

社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会

会長 宮崎 吉博

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(説明)

これは、伊勢市みなとふれあいセンターについて、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 128 号

伊勢市障害児放課後等支援施設の指定管理者の指定について

伊勢市障害児放課後等支援施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 8 日提出

伊勢市長 鈴木 健一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

フレンズ

2 指定管理者となる団体

伊勢市常磐 2 丁目 10 番 12 号

認定特定非営利活動法人ときわ会藍ちゃんの家

理事長 小林 慶士

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(説明)

これは、伊勢市障害児放課後等支援施設について、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 129 号

いせ市民活動センターの指定管理者の指定について

いせ市民活動センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 8 日提出

伊勢市長 鈴木 健一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

いせ市民活動センター

2 指定管理者となる団体

伊勢市前山町 1522 番地 39

特定非営利活動法人いせコンビニネット

理事長 伊東 俊一

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(説明)

これは、いせ市民活動センターについて、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 130 号

伊勢市矢持会館の指定管理者の指定について

伊勢市矢持会館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 8 日提出

伊勢市長 鈴木 健一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

伊勢市矢持会館

2 指定管理者となる団体

伊勢市矢持町下村 451 番地

伊勢市矢持町下村区

区長 玉木 正紀

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(説明)

これは、伊勢市矢持会館について、指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 131 号

伊勢市朝熊ふれあい会館の指定管理者の指定について

伊勢市朝熊ふれあい会館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 8 日提出

伊勢市長 鈴木 健一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

伊勢市朝熊ふれあい会館

2 指定管理者となる団体

伊勢市朝熊町 1188 番地

朝熊町自治会

会長代行 羽柴 忠生

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(説明)

これは、伊勢市朝熊ふれあい会館について、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 132 号

伊勢市中村会館の指定管理者の指定について

伊勢市中村会館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 8 日提出

伊勢市長 鈴木 健一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

伊勢市中村会館

2 指定管理者となる団体

伊勢市中村町 893 番地

中村町自治会

会長 田邊 久穂

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(説明)

これは、伊勢市中村会館について、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 133 号

市道の路線の認定について

市道の路線を次のように認定する。

令和 7 年 12 月 8 日提出

伊勢市長 鈴木 健一

記

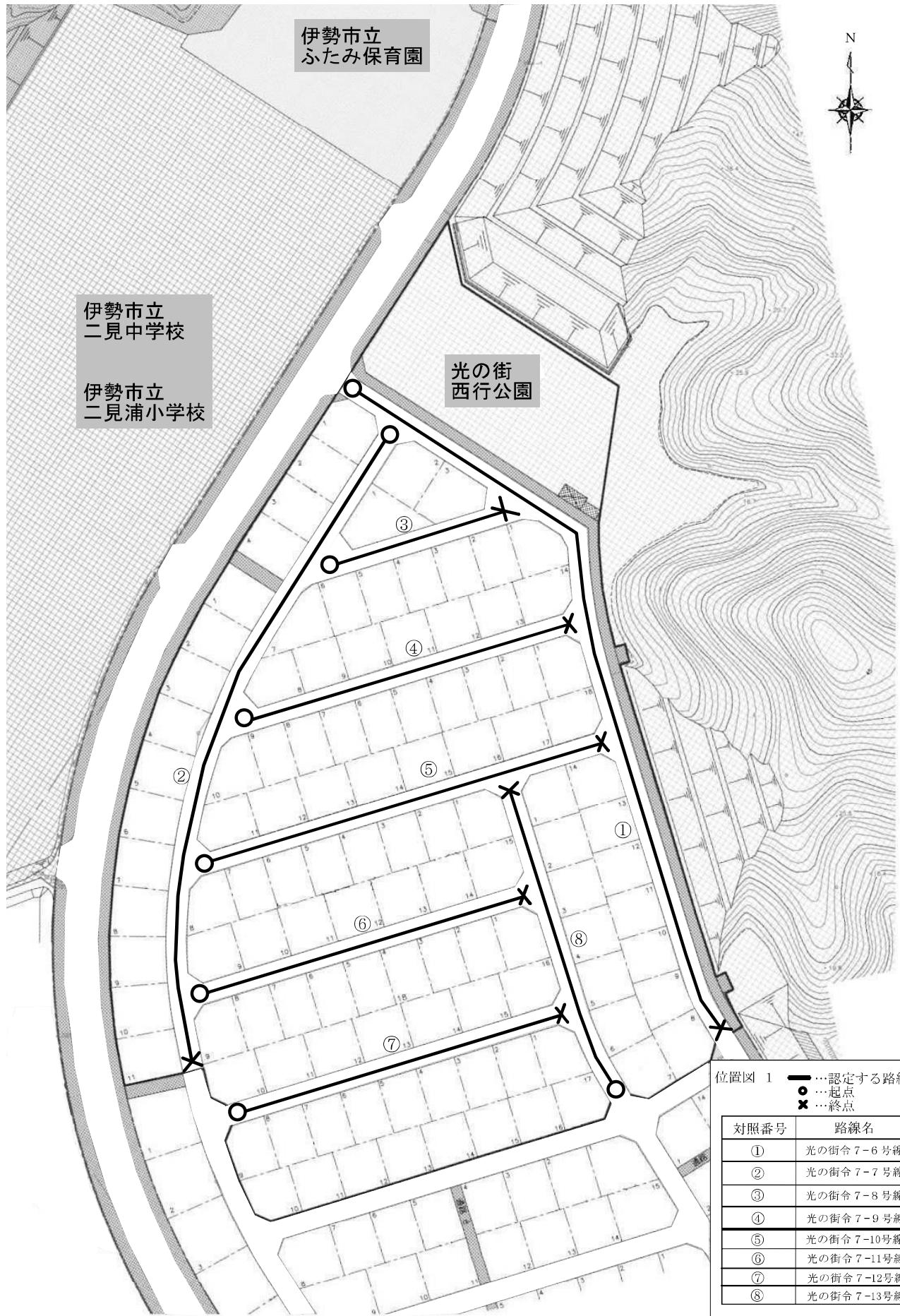
位置図 番号	対照 番号	路線名	起 点	重要な 経過地	備考
			終 点		
1	1	光の街令 7- 6 号線	二見町光の街字豆石山 907 番 8 地先		
			二見町光の街字五峯山 1019 番 10 地先		
1	2	光の街令 7- 7 号線	二見町光の街字豆石山 1514 番 1 地先		
			二見町光の街字豆石山 1511 番 16 地先		
1	3	光の街令 7- 8 号線	二見町光の街字豆石山 1514 番 2 地先		
			二見町光の街字豆石山 1514		

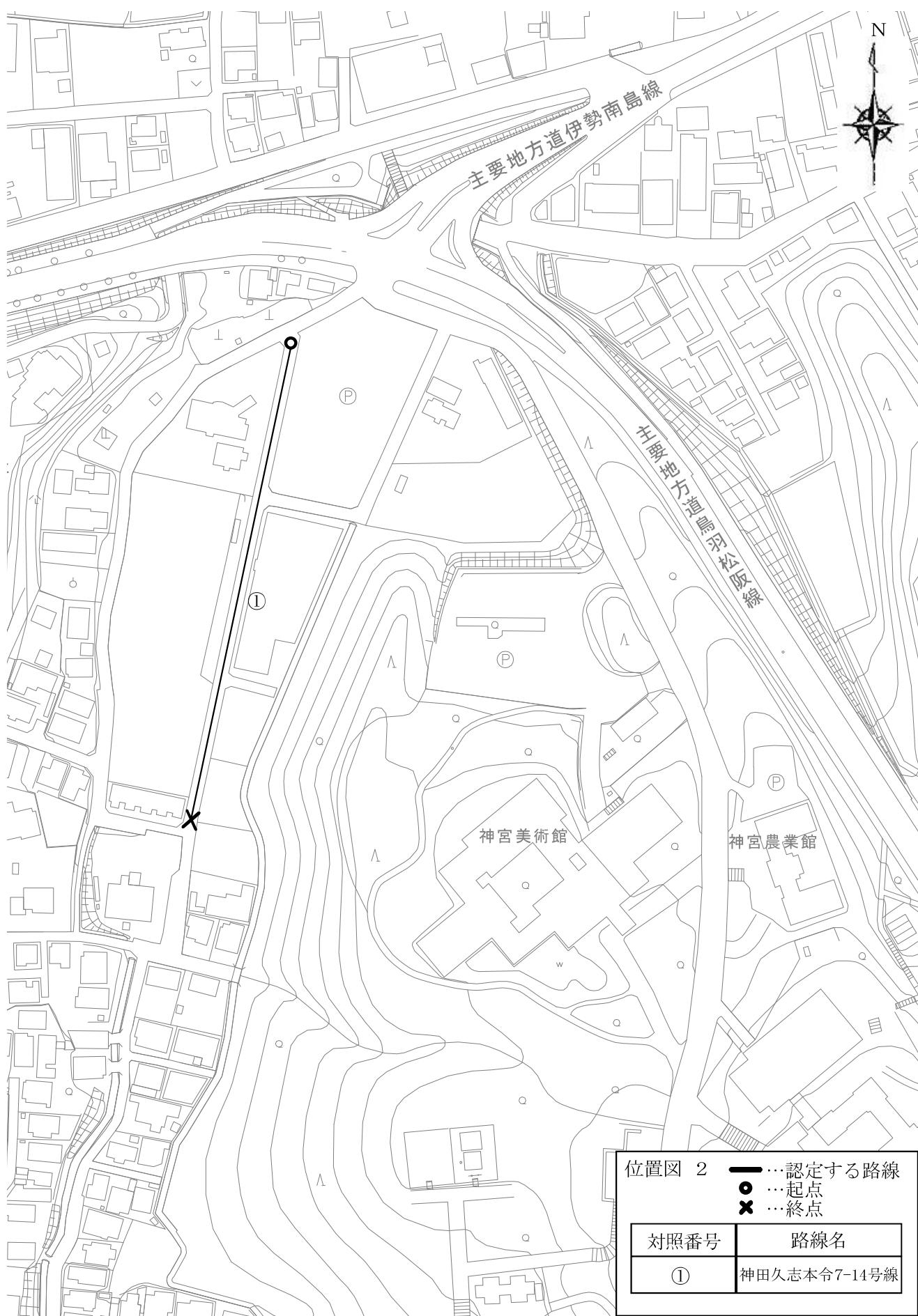
			番 1 地先		
1	4	光の街令 7 — 9 号線	二見町光の街字豆石山 1514 番 2 地先 二見町光の街字豆石山 1514 番 1 地先		
1	5	光の街令 7 — 10 号線	二見町光の街字豆石山 1514 番 2 地先 二見町光の街字豆石山 1514 番 1 地先		
1	6	光の街令 7 — 11 号線	二見町光の街字豆石山 1514 番 2 地先 二見町光の街字豆石山 1514 番 3 地先		
1	7	光の街令 7 — 12 号線	二見町光の街字豆石山 1504 番 4 地先 二見町光の街字豆石山 1514 番 3 地先		
1	8	光の街令 7 — 13 号線	二見町光の街字豆石山 1504 番 8 地先 二見町光の街字豆石山 1514 番 6 地先		
2	1	神田久志本令 7 — 14 号線	神田久志本町字赤井 1782 番 6 地先 神田久志本町字赤井 1784 番 3 地先		

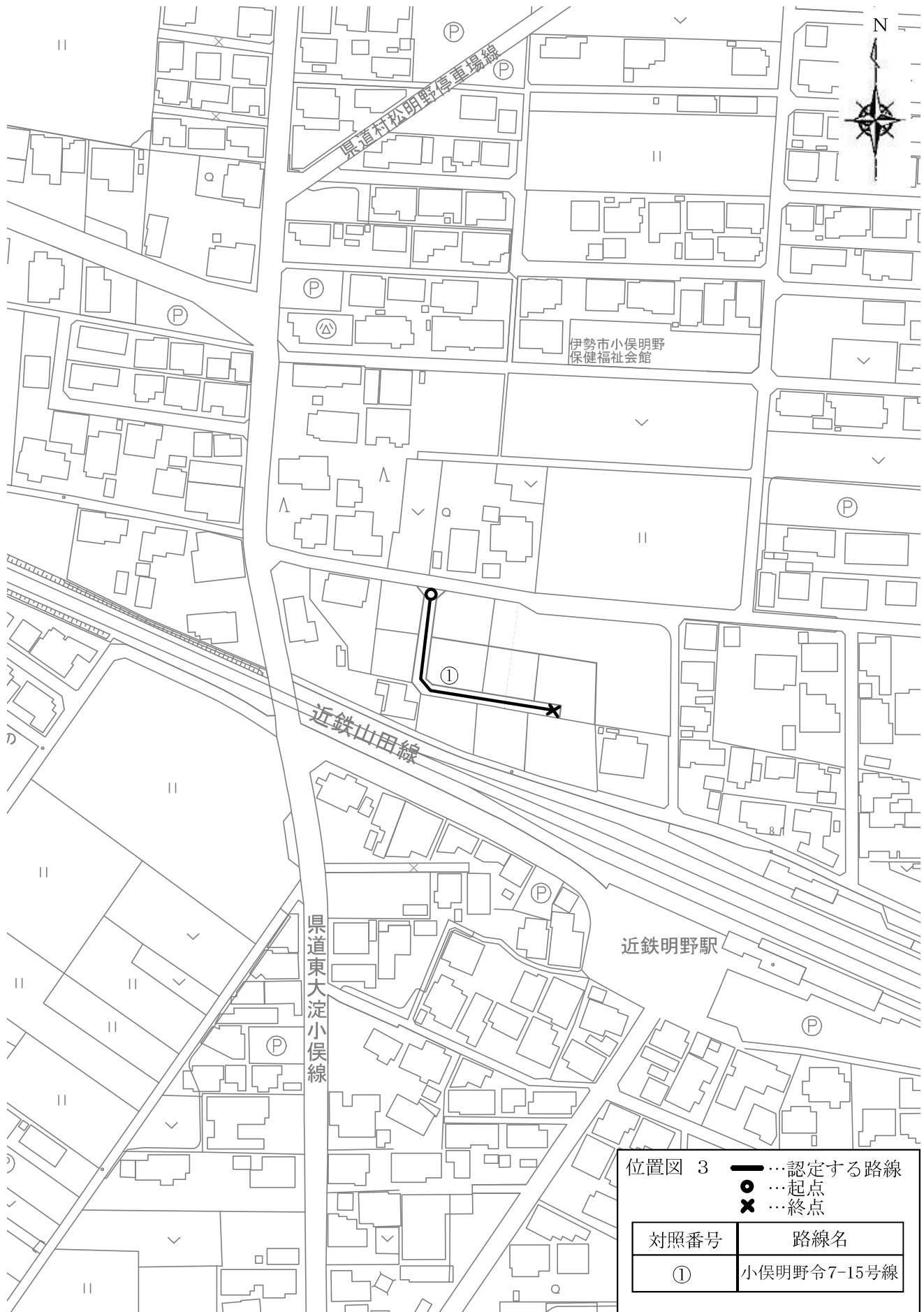
3	1	小俣明野令 7 - 15 号線	小俣町明野 1176 番 16 地先		
			小俣町明野 1176 番 11 地先		
4	1	元町令 7 - 16 号線	小俣町元町 102 番 10 地先		
			小俣町元町 98 番 1 地先		

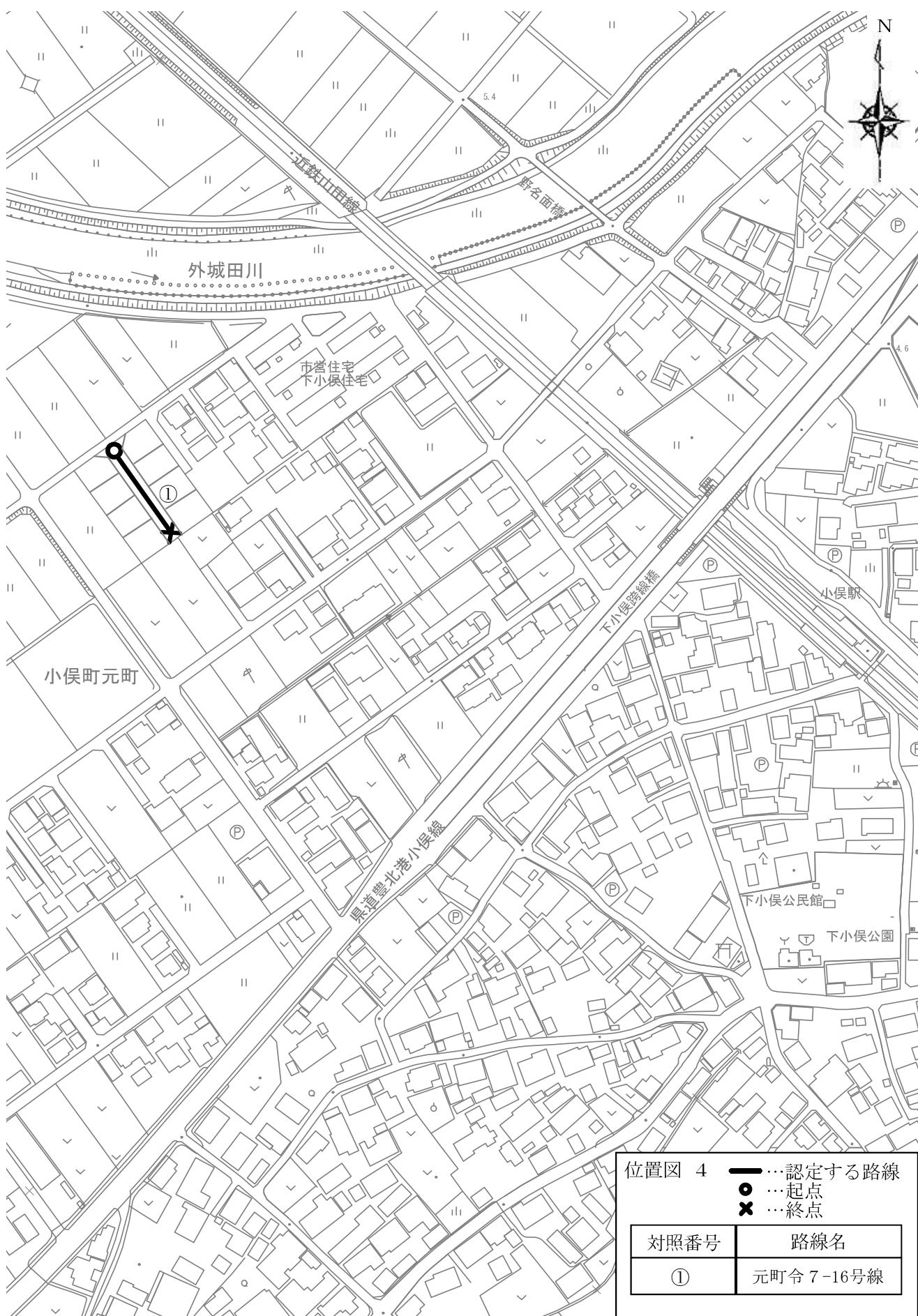
(説 明)

これは、市道の路線を認定するにつき、道路法第 8 条第 2 項の規定により、あらかじめ、議会の議決を経ようとするものである。









報告第 27 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 12 月 8 日提出

伊勢市長 鈴木 健一

記

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 7 年 7 月 2 日議決を得たいせ市民活動センター改修工事（建築工事）の請負契約の金額を変更することについて、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 11 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健一

記

請負契約の金額を次のとおり変更する。

1 議決を得た契約金額 352,000,000 円

2 変更後の契約金額 361,828,500 円

3 契約金額の増額 9,828,500 円

4 請負工事契約者

堀崎・吉川・なかむら特定建設工事共同企業体

代表者 伊勢市竹ヶ鼻町 206 番地

株式会社堀崎組

代表取締役社長 西岡 真

構成員 伊勢市一之木 3 丁目 20 番 32 号

吉川建設株式会社

代表取締役 吉川 松喜

構成員 伊勢市中須町 609 番地

なかむら建設株式会社

代表取締役 中村 彰

## 5 変更の理由

内外装の撤去を行ったところ、設計時点で確認できない部分の劣化及び屋外鉄部の腐食が想定以上に進行しており、撤去又は補修を要する箇所が増加したこと等のため。

報告第 28 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 12 月 8 日提出

伊勢市長 鈴木 健一

記

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 7 年 7 月 2 日議決を得たいせ市民活動センター改修工事(電気設備工事)の請負契約の金額を変更することについて、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 11 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健一

記

請負契約の金額を次のとおり変更する。

1 議決を得た契約金額 187,000,000 円

2 変更後の契約金額 191,244,900 円

3 契約金額の増額 4,244,900 円

4 請負工事契約者

植田・日光特定建設工事共同企業体

代表者 伊勢市辻久留 3 丁目 19 番 15 号

株式会社 植田電気工事事務所

代表取締役 植田 幸成

構成員 伊勢市通町 430 番地 2

株式会社 日光電気

代表取締役 松崎 繁

5 変更の理由

内装及び外構の撤去を行ったところ、当初建設時の竣工図との相違が判明し、設計どおりの施工が困難な箇所があったことから、配管経路や仕様の見直しを行い増工したこと等のため。

報告第 29 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 12 月 8 日提出

伊勢市長 鈴木 健一

記

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 7 年 7 月 2 日議決を得たいせ市民活動センター改修工事(機械設備工事)の請負契約の金額を変更することについて、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 11 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健一

記

請負契約の金額を次のとおり変更する。

1 議決を得た契約金額 166,100,000 円

2 変更後の契約金額 174,341,200 円

3 契約金額の増額 8,241,200 円

4 請負工事契約者

神都・羽田野特定建設工事共同企業体

代表者 伊勢市八日市場町 14 番 22 号

株式会社神都

代表取締役 大隅 守

構成員 伊勢市村松町 1356 番地 12

有限会社羽田野設備

代表取締役 羽田野 尚人

5 変更の理由

内装の撤去を行ったところ、既設ダクト接合部材に石綿が含まれていることが判明し、撤去処理を増工したこと等のため。